

一 酒税法令の制定

1 明治4年7月 清濁酒澱油醸造株鑑札収与税則

〔太政官布告〕第三百八十九 七月〔明治四年〕

清濁酒澱油醸造株鑑札渡方並ニ税則ノ條是迄一定ノ成規無之、問々無鑑札ニテ自醸為致候向々モ有之哉ノ趣、元來収税ハ其ノ事ヲ修治スルノ要費ニ供スルノ儀ニ候処、右條稅則及取締方法紛雜致シ候テハ其ノ弊害不少ニ付、今般改テ國內齊一ノ規則別紙ノ通確定相成候條、自今以後無鑑札ニテ醸造不相成ハ勿論、給テ成規ニ遊ヒ犯違無之様各管轄庁ニ於テ取締可致候事

(別紙)

今般清濁酒其ノ外銘酒類並ニ澱油醸造御定稅則御改正被 仰出、從前ノ株鑑札都テ廢止致シ、更ニ免許鑑札大藏省租稅司ヨリ引替可相渡間、是迄渡シ置候鑑札ハ不殘府県管轄庁ニ於テ取纏、當未年十月限り同省へ可差出事

但シ鑑札一枚毎ニ造人国郡村名前書小切ニ認メ、且其ノ管轄庁印ヲ押シ鑑札相添可差出事

一 是迄分ケ株ト唱へ一株ヲ二所或ハ三所へ分ケ候者有之趣、右ハ自今禁止候事

一 右分ケ株ヲ以テ醸酒致シ居候モノ今般改テ相願候ハ、新規鑑札下ケ渡候間、願人姓名書相添前同様可差出候事
一 向後新規稼致シ度望ノ者ハ其ノ管轄庁へ願出次第、姓名其ノ外前同様取調可差出事

一 右免許鑑札所持ノ者以來石數ノ定限無之、醸造ノ手続ハ其ノ年造込凡積石數銘々ノ力ニ依シ、造主ヨリ八月晦日限り為申立、各管轄庁ニ於テ其ノ年柄勘弁ノ上醸造石數差定、造高免許鑑札相渡シ置、總体取纏、石數名前等巨細認分ケ、十月中大藏省租稅司へ可相届事

但シ当末年ハ免許鑑札引換以前ノ備ニ付、従前ノ株鑑札ヲ以テ造込石数可為申立事
造高免許ノ鑑札年々稼入ヘ下ケ渡方ハ各管轄庁ニ於テ造込石数届候節、別紙雛形ノ通認メ相渡可申事
免許料造高免許税其ノ外都テ各管轄庁ニ於テ綿密ニ簿冊ニ記入シ、稼入幾箇、免許料何程、造込石数何程、造高
税何程ト、各造人名面明細ニ認訳候調書、右收税金ニ相添、年々十二月限リ府県共直ニ大蔵省ヘ相納可申事
一 管内若シ濫造ノ者有之候ハ、別紙規則ニ従ヒ料可申付、尤モ右手続ハ調書ヲ以テ其ノ節可相届事
右ノ趣管内無遺漏可相触事

辛未七月

民部省

大蔵省

清酒濁酒醬油鑑札収与並ニ收税方法規則

第一則

新規免許鑑札願受候モノハ為免許料清酒ハ金十兩、濁酒ハ金五兩、醬油ハ金二兩一分宛可相納、尤モ味淋白酒其
ノ外銘酒類ハ清酒ノ通タルヘキ事
但シ右鑑札引替ノ分ハ免許料ニ不及候事
免許鑑札ハ来申年ヨリ毎年八月其ノ管轄庁ニ於テ相改メ可申、万一焼失流失或ハ盜難等ニテ失ヒ候者有之候節ハ
事実取札シ、手続書ヲ以テ其ノ段租税司ヘ申立、更ニ鑑札相下可申事
但シ焼失等ニテ更ニ鑑札相下ケ候ヘハ新規願受ケ候節ノ免許料ノ半高上納可致候事
造高ノ多少ニ不拘清酒ハ稼入一箇ニ付金五兩、濁酒ハ金一兩二分、醬油ハ金三分ツ、当末年八月、来申年ヨリ
毎年八月鑑札改メノ節免許税トシテ可相納事

但シ味淋白酒其ノ外銘酒類ハ清酒ノ通タルヘキ事
造方休業致シ候者モ当末年八月、来申年ヨリ毎年八月鑑札ノ改メヲ受可申、其ノ節御定期ノ免許税可相納事
休業致シ候者免許鑑札返納相願候ヘハ免許税ニ不及候事

第二則

免許鑑札売買致シ度者ハ双方村町役人トモ連印ヲ以テ其ノ管轄庁ヘ願出、不相当無之候ハ、其ノ庁ニ於テ別紙雛
形ノ通認紙証文致シ免許可致事
但シ買請人國郡村名前番相添管轄庁ヨリ租税司ヘ可相届事
右鑑札売買ノ節証印税トシテ売代金百分ノ二但シ十兩ニ付銀二百文相納可申事

第三則

毎年八月免許鑑札改メノ節其ノ年ノ造高申立、造高免許ノ鑑札可相願事
但シ当末年ハ免許鑑札引替以前ニ付従前ノ株鑑札ヲ以テ可申立、来申年以来ハ今年渡置候造高免許鑑札ヘ其ノ
年ノ造高ヲ別紙雛形ノ通小切ニ認、糊付致シ可差出事
附昨年ノ造高免許鑑札焼失等ノ節ハ別段書面ヲ以可願出事

右ノ如ク当年造込願高認添候昨年ノ造高免許鑑札ハ八月限り差出候ヘハ、各管轄庁ニ於テ其ノ年柄ヲ察シ國內ノ
造高ニ見比ヘ詮議ノ上相定メ、九月限り別紙雛形ノ通造高免許鑑札可相渡事
但シ本文鑑札ハ其ノ管轄庁ニ於テ製造致シ候儀ト可心得候事

第四則

清酒ハ造高改トシテ時宜見計管轄庁ヨリ巡見、造高相改可申事

但シ醤油ノ儀ハ五十石以上造ヨリハ出役ノ上可相改事

濁酒ハ時々醸造可致ニ付支配役人ノ見分ニ不及、尤造込ノ都度醸造人ノ村町役人トモニ於テ見分致シ綿密ニ相改造高免許鑑札ノ數ニ不過様可取締事

第五則

清酒並ニ銘酒類味淋白酒等生酒代金ノ五分但シ高調ニ付五分、其ノ所前年ノ酒価平均ヲ以テ為醸造税、毎年八月造高免許鑑札相願候節金高為審出、十月中可相納事

濁酒ハ右同断ノ三分但シ高調ニ付三分、前同様ノ振合ヲ以テ可相納事

醤油ハ前同断ノ五厘但シ高調ニ付二厘、右同様ノ振合ヲ以テ可相納事

第六則

免許鑑札無之自己ノ利益ヲ計リ商売ノ為メ密醸致シ候者於相願ハ都テ其ノ品取上ケ、清酒銘酒ハ造高百石ニ付金七十五兩一石ニ付金三分、濁酒並ニ醬油ハ造高百石ニ付金二十五兩一石ニ付金二分ノ割合ヲ以テ可相納事

其ノ年ノ造高免許鑑札不願請自儘ニ醸造致シ候モノ於相願ハ其ノ醸造品ハ勿論、兼テ相渡シ置候免許鑑札ヲモ取上ケ、且為科料清酒銘酒類ハ造高百石ニ付金二十五兩一石ニ付金一分、濁酒並ニ醬油ハ造高百石ニ付金十兩一石ニ付金二分ノ割合ヲ以テ取立可申事

過造致シ候者ハ其ノ過造ノ分ヲ取上ケ、清酒銘酒類ハ造高百石ニ付金五十兩一石ニ付金二分、濁酒並ニ醬油ハ造高百石ニ付金二十五兩一石ニ付金一分ノ割合ヲ以テ科料可申付事

但シ取上候諸品並ニ醸造ノ分共入札払可申付事

第七則

右様取締相立候ニ付テハ向後規則ニ背キ候取計有之候者ハ都テ定則ノ科料金可申付、若シ又村町役人等ニテ醸造人ノ類ニ寄リ不正筋取計候カ、又ハ不正筋ト存見遺シ候事共有之於相願ハ相当ノ咎可申付事

一 稼人共不正筋有之候ヲ見付訴出候者ハ其ノ品ニ從ヒ相当ノ賞登可有之事

一 科料金並ニ取上ケ品払代總高百兩迄ハ五分通、百一兩以上ハ三分通但シ百一兩ナレハ百兩迄ノ五分ト一、取扱候者又ハ訴出候者ハ褒美並ニ為手当被下候ニ付、管轄庁ニ於テ相当ニ配給可致候事

右ノ通規則相立候間各管轄庁ニ於テ成規ニ照準シ取締可致、且收税及ヒ科料金等ノ儀年々精細ニ調訳簿冊ニ記載シ、其ノ年十二月中府県共大蔵省へ可相納候事

但シ本文規則相立候ニ付テノ諸入費ハ府県トモ一ヶ年試ノ上可申立事

辛未七月

民部省

大蔵省

用紙程村六ツ
切ノ事

表面

第何号
清酒造鑑札

割印

何府支配何国何郡何村
何某

裏面

濁酒醬油其外
トモ之ニ做フ

印割

年号
千支月
免許

租大
税蔵
司省
印

醸造免許鑑札
売買ノ節管轄
庁証印ノ雛形

印割

年号
千支月
免許

租大
税蔵
司省
印

継目印

此醸造免許鑑札何国何郡何村誰
御定ノ通手数ヲ以テ賣受候条相
違無之モノ也

年号
千支月
何府
庁
印

造高免許鑑札
雛形

表面

第何号

支干清酒何千何百何十何石造

何府支配何国何郡何町村
何某

割印

裏面

印割

年号
干支月

免許

何府
何郡

印

其年造高免許
鑑札願振雛形

印割

年号
干支月

免許

何府
何郡

印

繼目印

当干支年

造高何千何百何十何石

何府支配何国何郡何町村
何某

右御免許鑑札奉願候

何某

印

2 明治6年4月 醬麴税

〔大藏省達〕第六十七号 (四月二十四日) (明治六年) 府 県

陸羽辺僻邑ニ於テ防寒ノ為メ自飲ノ濁酒五升又ハ一斗位醸造致シ候ニハ酒醫ヨリ醸成候テハ容易ニ無之ニ付、醬麴屋ト唱ヘ酒醫ノミ醸造營業ノ者多ク有之、右ノ者ヘハ清濁酒同様免許鑑札相渡、税金ノ儀ハ清酒造ノ半減収稅致シ、全自飲ノ濁酒聊醸造候者ハ免稅致シ有之、就テハ各府県トモ右醬麴營業ノ者有之候ハ、同様免許鑑札可相渡ニ付可申立、尤甘酒亦ハ麴ノミ營業ノ者ハ追テ一般ノ稅則御確定迄申立ニ不及、此ノ段相達候事

(法令全書)

3 明治8年2月 酒類稅則

〔太政官布告〕第二十六号 (二月二十日 輪廓付) (明治八年)

明治四年七月布告酒造取締並ニ稅則及ヒ追々増補等ノ条其本年九月三十日限り相廢シ、更ニ酒稅規則別冊ノ通相定、本年十月一日ヨリ施行候条、此ノ旨布告候事

但シ濁酒醬油醬麴ノ稅ハ本文同日ヨリ相廢シ候事

(別冊)

酒類稅則

第一則 營業稅 醸造稅

一 清酒、味淋、燒酎、白酒、銘酒米、雜穀、果菜何品ニ隨テス醸造シ、立、免許鑑札ヲ受ケ一期ノ營業稅トシテ一期毎ニ左ノ通上納可致事

酒造營業稅 一種ニ付金十円

酒類請売營業稅 金五円

但シ營業免許ノ期限ハ其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ヲ以テ一期ト相定候条、右一期中何月ニ新規營業候共營業免許ノ節、其ノ一期分ノ全額ヲ直ニ納稅可致事

第二条

一 酒造營業ノ者ハ酒類売捌代価十分ノ一金一円ニ釀造稅トシテ年々上納可致事

但シ價格ハ前年十月一日ヨリ其ノ年六月三十日迄ノ平均相場ヲ以管轄庁ニ於テ相定候事

第三条

一 醸造稅納期ハ毎年四月三十日限り凡半方前年平均相場比月三十日限り管轄庁ヘ普濟可致事

第四条

一 酒造營業ノ者ハ其ノ一期造高見込ノ石數毎年十月中管轄庁ヘ可届出事

但シ營業初年ハ免許鑑札ヲ受候節直ニ其ノ一期中造高見込ノ石數可届出事

第五条

請売營業ノ者ハ酒類請売所ト書タル看板ヘ免許鑑札ノ番号ヲモ書加ヘ戶外ニ掲ケ可申事

第二則 鑑札検査 醸造検査

第一条

免許鑑札ハ毎年十月中管轄庁ニ於テ検査ヲ遂ケ、其ノ一期免許済ノ証トシテ鑑札裏面ニ千支ノ印ヲ押シ可相渡候条、管轄庁ヨリ相達次第鑑札差出検査ヲ受ケ營業税上納可致事

但シ廃業ノ者ハ其ノ節鑑札返納可致事

第二条

免許鑑札若シ水火盜難等ニシテ失却候節ハ其ノ旨管轄庁ヘ届出、新規鑑札可申受事

但シ手数料トシテ金二十錢可相納事

第三条

免許鑑札ハ貸借決シテ不相成事

但シ免許鑑札売買譲与又ハ改名、代替、転居等ノ節ハ其ノ旨管轄庁ヘ申立候ハ、鑑札引換可相渡、尤前条手数料金二十錢可相納事

料金二十錢可相納事

第四条

酒類十石以上醸造高検査トシテ時宜見計管轄庁主任ノ官員巡視可致候条、検査前ハ一切売捌不相成事

但シ醸造高十石以下並二十石以上タリトモ季節ニ拘ハラズ醸造蒸溜ノ酒類ハ官員巡視ヲ待ニ及ハス、区戸長ニ於テ精製検査ヲ遂ケ、其ノ時々石数届出候上ハ売捌不苦事

第五条

醸造税管轄庁ヘ上納皆済期限前非常ノ災害或ハ腐敗等ノ儀有之節ハ其ノ旨直ニ管轄庁ヘ届出、主任ノ官員検査ノ上他ノ品類ニ変製シ販売スル者ハ其ノ売代価十分ノ一ヲ上納シ、全ク廃業ニ至ル者ハ其ノ石数ニ係ル醸造税上納ニ不及事

但シ検査済ノ腐敗酒ヲ以テ有税ノ酒類ニ変製候共、其ノ酒類ニ属スル營業税ハ別段上納ニ不及事

第六条

若シ非常ノ災害或ハ腐敗等ノ儀其ノ節届出スシテ検査ヲ受ケサル者ハ既ニ届出タル石数ヲ以テ醸造税上納可致事

第三則 賞罰例

第一条

免許鑑札ヲ受ケス密造營業致シ候者ハ其ノ酒類ハ勿論器械共取上ケ、一石ニ付金七十五錢ノ割ヲ以テ科料可申付事

但シ密造酒類既ニ売捌候ハ、其ノ代金取上ケ可申事

第二条

免許鑑札借受酒造營業致シ候者ハ前条密造同様処分致シ、貸渡候者ハ一期營業税五倍ノ科料可申付事

第三条

醸造高検査ヲ受ケス又ハ検査ノ際醸造高ヲ隠蔽シ売捌候者ハ其ノ売代金取上ケ、密造同様ノ科料可申付事

第四条

免許鑑札ヲ受ケス請売營業致シ候者ハ一期營業税五倍ノ科料可申付事

第五条

一 免許鑑札ヲ借受ケ請売營業致シ候者ハ前条同様ノ科料申付、貸渡候者ハ一期營業稅ノ三倍科料可申付事

第六条

一 区戸長ニ於テ検査ノ節不正ノ取計致シ候歟、或ハ不正ノ情ヲ知り見通シ候儀有之ニ於テハ律ニ照シ処分可致事

第七条

一 前条々ニ掲ケタル処ノ犯則人ヲ見届訴出ル者アル時ハ事裏取糺ノ上、相違ナキニ於テハ其ノ賞トシテ科料金並ニ取上品払高金十円ニ付一円宛下サルヘキ事
(法令全書)

4 明治8年5月 酒類稅則取扱心得書

(大藏省) 乙第七十六号 (五月二十九日 輪廓付) [明治八年] 府 県

本年二月第二十六号ヲ以テ酒類稅則御布告相成候ニ付別紙取扱心得書相違候条、各府県区々無之様可取計、此ノ旨相違候事

(別紙)

酒類稅則取扱心得書 (第一条ノ文字原書欄外ニアリ、第二条以下同シ)

第一条

一 酒造營業免許鑑札並ニ酒類請売營業免許鑑札ハ凡積ヲ以テ租稅寮工受取方可申出事

第二条

一 酒造營業稅之儀ハ其ノ醸造セル種類ニ依リシ、一種毎ニ金十円宛ノ營業稅ヲ課シ、請売營業稅之儀ハ一家幾種類ヲ請売候共金五円ヲ課シ、何レモ年々收稅可致事

第三条

一 酒造營業ノ者ハ酒類売捌代価ノ十分ノ一醸造稅トシテ年々上納スル成規ニ候处、葡萄酒並ニ麦酒ビール、ポル、ル之類ニ限り右醸造稅之分ハ追テ相違候迄当分免除之積リ取計可申候、尤營業稅ハ成規之通收入可致事

第四条

一 酒類請売ハ内外國産ニ不拘一切他ヨリ買取売捌營業候者エハ仮令他ノ業体相兼候分トモ、總テ受売免許鑑札相渡可申事

但シ藥店ニ於テ藥用ノ為メ宛買候分並ニ飲食店ニ於テ相用候分ハ此ノ限ニ非ス
第五条

一 醸造稅收入ニ相用フル酒價平均之儀ハ土地ノ景況ニ寄リ酒價高低ノ類別ヲ以テ、予テ管内ヲ二部或ハ三部ト適宜ニ組合相定置、新酒古酒ヲ問ハス甲年十月一日ヨリ乙年六月三十日迄売却スル処ノ上酒真価ヲ以月々相場書差出サセ一組毎ニ平均シ、一期醸造稅收入ニ用フル相場ヲ定メ酒造人エ相違スヘシ、且右平均相場ハ八月三十一日限リ租稅寮工可届出事

但シ月々差出ス処ノ相場書若シ其ノ当ヲ得サルモノアレハ売買仕切書ヲ臨時検査シテ其ノ価額ヲ定ムヘシ
第六条

一 酒價相場即今所持ノ分ハ勿論自今新調並ニ輪換減縮等ノ分共為届出、主任ノ官員巡回調査之上其ノ側面工左之件々

ヲ掲載致スヘキ事

一 番号

二 口径何程

三 底径何程

四 深サ何程

五 石数何程

六 調査ノ年月日

七 調査人官姓名

八 県庁焼印

第七条

毎年醸造高検査ノ節ハ每桶掲載ノ石数ヲ以テ総石数ヲ定ムヘキ事

第八条

一 蒸溜酒類ニ用フル瓶之類ハ第六条ニ準シ調査方實際適宜ヲ以テ取極ムヘキ事

第九条

一 桶類之石数ニ充タサル減石ヲ造込シ分ハ其ノ現実石数ヲ予メ酒造人ニ為申立、尚實際ニ於テ検査ヲ遂クヘキ事

第十条

一 營業稅ハ十月三十一日限り各庁工収入、十一月三十日限り租稅寮工相納、手数料ハ鑑札書換引替之都度取立、翌月月末限り租稅寮工可相納事

第十二条

一 醸造稅ハ規則之通凡半方四月三十日限り収入、五月三十一日限り租稅寮工相納メ、殘金之儀ハ九月三十日限り収入、十月三十一日限り租稅寮工可相納事

第十二条

一 酒類釀造諸稅帳ハ十一月三十日限り、酒類營業人員並ニ醸造元石高帳ハ十二月二十五日限り租稅寮工可差出事

但シ一旦届済ノ石高増減有之分並ニ右期限後新規免許候者ノ醸造元石高ハ其ノ時々届出ヘシ

第十三条

一 免許鑑札検査シ營業稅取立之節相用フル干支之印ハ乙亥収稅額ノ各庁ニ於テ彫刻致置相用可申事

第十四条

一 免許鑑札毎年検査ヲ遂ケ其ノ年々相当セル干支ノ印ヲ裏面エ押印シ、余白尽キタル上ハ更ニ新鑑札引換相渡スヘシ、尤手数料取立ニ及ハサル事

第十五条

一 酒類釀造免許鑑札元払計算帳ハ十一月三十日限り租稅寮工可差出事

但シ廢業並ニ引換ノ旧鑑札ハ甲午十月ヨリ乙午九月迄ノ分取鑑メ租稅寮工返納スヘシ

5. 明治11年9月 酒類税則追加改正

〔大政宣布告〕第二十八号（九月二十八日 輪廊付）〔明治十一年〕

明治八年第二十六号布告酒類税則、同年第七百二十二号布告同則追加、十年第二十八十一号布告同則追加共、更ニ左ノ通改正追加シ、本年十月一日ヨリ施行候条、此ノ旨布告候事

明治八年第二十六号布告酒類税則

第一則中

第二条

一 酒造營業免許ヲ受タル者ハ其ノ造石数ニ応シ醸造税トシテ年々左ノ通上納可致事

- 一 清酒一石ニ付 金一円
- 一 濁酒同 金三十銭
- 一 白酒同 金二円
- 一 味淋同 金二円
- 一 焼酎同 金一円五十銭
- 一 銘酒同 金三円

第三条

一 醸造税ハ毎年四月三十日限り見込届石数ニ相当スル税金ノ半額ヲ上納シ、残余ハ九月三十日限り皆納可致事

第二則中

第四条

一 造酒ハ地方庁主任官員検査可致候条、其ノ時宜可届出候事

但シ本文検査ノ外主任官員臨時巡回シ、酒もと並ニもろみ其ノ他酒造ニ用フル元米等ヲ検査スルコト可有之事

第五条

一 醸造税地方庁へ上納皆済期限前非常ノ災害或ハ腐敗等ノ儀有之節ハ其ノ旨直ニ地方庁へ届出、主任ノ官員検査ノ上他ノ有税酒類ニ麥製スル時ハ更ニ其ノ酒類ニ属スル醸造税ヲ上納スヘシト雖モ、全ク廃棄ニ至ルモノハ其ノ石数ニ係ル醸造税上納ニ不及候事

但シ検査済ノ腐敗酒ヲ以テ有税ノ酒類ニ麥製候共、其ノ酒類ニ属スル營業税ハ別段上納ニ不及候事

第七条

一 酒造營業免許ノ者ハ検査未済ノ酒類ヲ販売シ、又ハ自家ノ飲料・贈物等ニ供シ候儀ハ不相成候事

但シ検査ノ後自飲等ニ供スル分ト雖モ其ノ醸造税ハ免除不致候事

第八条

一 清酒搾リ器械へハ主任官員ノ封印ヲ付シ置キ常ニ之ヲ用フルヲ許サス候条、使用ノ節ハ其ノ旨届出開封ヲ請フヘキ事

第三則中

第六条

一 検査ノ際其ノ造石数ヲ隠蔽シ未タ売却カサル者ハ其ノ酒類ヲ取揚タル上、一石ニ付金七十五銭ノ割合ヲ以テ料可申付事

第七条

一 造石検査未済ノ酒類ヲ自飲等ニ用フル者アル時ハ其ノ石数ニ係ル醸造税ヲ徴収スルハ勿論、一石ニ付金七十五銭ノ割ヲ以テ科料可申付事

第八条

一 検査官ノ許可ヲ得スシテ猥リニ器械ノ封印ヲ解披スル者ハ金十五円以下六円以上ノ科料可申付事
明治八年第百二十二号布告同追加ノ中

第六条

一 酒造営業免許ノ者ハ何種類ヲ問ハス他家ノ造酒ヲ買受ケ販売スルニ於テハ請売営業税可相納事

第七条

一 造石検査未済ノ酒類ヲ自飲等ニ用フル時ハ其ノ石数ニ係ル醸造税ヲ徴収スルハ勿論、一石ニ付金七十五銭ノ割ヲ以テ科料可申付事

第八条

一 検査官ノ許可ヲ得スシテ猥リニ器械ノ封印ヲ解披スル者ハ金十五円以下六円以上ノ科料可申付事
明治八年第百二十二号布告同追加ノ中

第六条

一 酒造営業免許ノ者ハ何種類ヲ問ハス他家ノ造酒ヲ買受ケ販売スルニ於テハ受売営業税可相納事

第七条

削除

明治十年第八十一号布告同追加ノ中

第一項中(醸造税宛捌代価二十分ノ一金^{一四三年々}付五銭^{二年々})ノ二十一字ヲ削除ス

(法令全書)

6 明治11年10月 酒類税則取扱心得書増補

大蔵省達乙第五十一号 明治十一年十月二十二日 府 県

今般第二十八号ヲ以テ酒類税則改正増補ノ儀公布相成候ニ付テハ明治八年^五当省乙第七十六号達酒類税則取扱心得書第三条及ヒ第五条、同十年^{十一}当省乙第四十二号達同則取扱心得書第五項・第七項削除シ更ニ左ノ通増補候条、此ノ旨相達候事

酒類税則取扱心得書増補

一 醸造検査ハ収税ノ基礎ヲ定ムル要件ニ付酒造家ニ於テ所要ノ諸帳簿ハ勿論、其ノ他遺漏無之様精査検査ヲナスヘキ事

一 醸造検査前ニ於テ隠蔽等ノ弊ナカラシメンカタメ既或ハ醸検査トシテ主任官員臨時派出検査ヲナスヘキ事

但シ醸造方法及仕込米ノ石数等為申立置醸造検査ノ便ニ供スヘキ事

一 醸又ハ醸造検査着手ノ季節ニ至レハ土地ノ景況ヲ斟酌シ粗区域ヲ定メ置キ、主任官員出張致シ居リ、酒造人ノ申立次第搾リ器械ノ開封並ニ封印等ニ至ルマテ諸事不取締無之様取計ヒ申スヘキ事

一 酒もと並ニもろみ検査済ノ後未タ醸造検査之ナキ前ニ於テ非常ノ災害ニ罹ルカ若クハ腐敗等ノ儀之アル節ハ、直

子ニ其ノ旨届出サセ不取締無之様取計ヒ申スヘキ事
 酒造營業人ニシテ酒造種類ニ濶ク而已ニ蒸餾スル燒酎及ヒ味淋・白酒・銘酒等ノ製造元ニ用フルタメニ醸造又ハ
 蒸餾スル酒類ニ限り、其ノ營業稅並ニ醸造稅共收入ニ及ハサル事
 但シ本文醸造又ハ蒸餾ノ酒類ハ其ノ石數届出サセ詳細検査ヲナスヘキ事
 古酒並ニ買入レ酒ハ適宜取締方法ヲ設ケ、該期醸造ノ酒類ト区分相立申スヘキ事
 酒造免許ノ者廢業ノ後猶其ノ残酒ヲ販売スルトキハ更ニ受売免許鑑札ヲ下付スヘキ事
 葡萄酒及ヒ麦酒ビール・ユールノ類ハ当分ノ内醸造稅收入ニ及ハスト雖モ、營業稅ハ成規ノ通收入スヘキ事
 (法令全書)

7 明治13年9月 酒造稅則

〔大政官布告〕第四十号(九月二十七日 輪廓付) 〔明治十三年〕

今般酒造稅則別冊ノ通相定本年十月一日ヨリ施行シ従前ノ酒類稅則ハ同日ヨリ廢止候條、此ノ旨布告候事

(別冊)

酒造稅則

第一章 免許鑑札 稅率

第一条 凡ノ酒類ヲ製造シテ營業セント欲スル者ハ其ノ旨管庁ニ願出、酒造場一箇所毎ニ免許鑑札ヲ受クヘシ
 第二条 酒類ヲ分テ左ノ三類トシ、免許ヲ受ケタル者ハ總テ之ヲ製造スルヲ得ヘシ

一類 醸造酒 清酒・泡盛・他類造シタルモノヲ云フ

二類 蒸溜酒 燒酎・味淋・他類造シタルモノヲ云フ

三類 再製酒 燒酎・味淋・白酒等醸造蒸餾ノ過程ヲ經テシタルモノヲ云フ

第三条 免許ヲ受ケタル者ハ免許稅及造石稅ヲ納ムヘシ、其ノ額左ノ如シ

酒造免許稅

酒造場一箇所ニ付 金三十円

酒類造石稅

一類一石ニ付 金二円

二類一石ニ付 金三円

三類一石ニ付 金四円

第四条 免許ハ其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ヲ以テ一期トス

第五条 免許ヲ請フ者ハ毎年九月三十日迄ニ管庁ニ願出ヘシ、右期日ヲ過クレハ免許セサル者トス

第六条 免許鑑札売買譲与スル時ハ双方連印ノ願書ヲ管庁ニ差出シ書換ヲ請フヘシ

第七条 免許鑑札ヲ失却毀損スルカ或ハ代替・改名・転居セシトキハ其ノ旨管庁ニ願出、再渡又ハ書換ヲ請フヘシ

第二章 納稅 造石 検査

第八条 免許稅ハ鑑札申受ケタル時之ヲ納ムヘシ

第九条 造石稅ハ左ノ三期ニ納ムヘシ

第一期 四月三十日限

十月一日ヨリ三月三十一日迄検査済石数ニ係ル税額ノ半数

第二期 七月三十一日限

四月一日ヨリ六月三十日迄検査済石数ニ係ル税額ノ半数

第三期 九月三十日限

七月一日ヨリ皆造検査済石数ニ係ル税額並ニ前納額ノ残数

第十条 造酒ノ石数ハ総テ管庁へ申出検査ヲ受クヘシ

第十一条 前条ノ酒類ハ八月三十一日迄ニ皆造スヘシ

第十二条 自家用料又ハ造酒保存ノ料ニ充テ製造スル酒類ト雖モ総テ管庁ノ検査ヲ受ク、其ノ造石税ヲ納ムヘシ

第十三条 検査未済ノ酒類へ検査済ノ酒類又ハ古酒買入酒等ヲ混和スル者モ其ノ造石税ハ総石数ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

第十四条 検査未済ノ酒類ヲ届出ノ上他ノ酒類ニ変製スル時ハ、造石税ハ其ノ変製シタル酒類

ニ就キ之ヲ納ムヘシ

第十五条 検査済ノ酒類ヲ他ノ酒類ニ変製スル時ハ既ニ検査済ノ石数ニ係ル造石税ヲ納メ、更ニ変製ノ石数ニ就テ造

石税ヲ納ムヘシ

但シ変製ノ節ハ必ス管庁へ届出テ検査ヲ受クヘシ、且製成ノ上ハ第十条ノ手續ニ拠リ検査ヲ受クヘシ

第十六条 皆造期限前ニ於テ非常ノ損害ニ罹リタル酒類ハ直ニ管庁へ申出検査ヲ受クヘシ

第十七条 前条検査ノ上再ヒ酒類ニ製成スル者ハ其ノ石数ニ応シ造石税ヲ納ムヘシ、其ノ製成スルヲ得サル者及ヒ廢

棄シタル者ハ其ノ石数ニ係ル造石税ヲ免除ス

第十八条 葡萄酒及ヒ麦酒ノ類ヲ製造スル者ハ免許税ヲ納ムヘシト雖モ造石税ハ之ヲ免除ス

第十九条 酒造中ハ管庁主任官員時々巡回スヘキニ付何酒類ヲ問ハス其ノ仕込タル酒もト其ノ他仕込米及ヒ營業ニ關スル諸帳簿等ノ検査ヲ受クヘシ

第二十条 酒桶瓶類ハ新製修繕ヲ問ハス使用以前管庁へ申出其ノ容量ノ検査ヲ受クヘシ

但シ売買等ハ其ノ時々管庁へ届出ヘシ

第三章 禁令 雜令

第二十一条 酢及ヒ酒もとヲ販売スルヲ許サス

第二十二条 都テ他ノ依托ヲ受ケ酒類ヲ代造スルヲ許サス

第二十三条 検査未済ノ酒類ヲ販売シ又ハ自家ノ所用ニ消費スルヲ許サス

第二十四条 免許鑑札ハ貸借スルヲ許サス

第二十五条 造酒諸器械ニハ管庁主任官員ノ封緘ヲ受ケ置キ、使用スルトキハ其ノ旨申出開封ヲ請フヘシ

但シ過誤等ニテ封緘ヲ毀損シタルトキハ直ニ管庁へ届出再封ヲ請フヘシ

第二十六条 免許ヲ受タル者ハ其ノ節管庁へ該一期造酒見込ノ種目石数並ニ其ノ造り方法共届出ヘシ

但シ種目交換並見込石数ノ増減等ハ其ノ時々届出ヘシ

第二十七条 酒造ニ属スル倉庫納屋並ニ諸器械共子テ管庁へ届出ヘシ

但シ増減ハ其ノ時々届出ヘシ

第二十八条 一期造酒届出ノ石数何酒何石造ト書シタル標札ニ免許鑑札ノ番号ヲ書載シ、之ヲ戶外ニ掲出スヘシ

第四章 罰令

第二十九条 免許鑑札ヲ受ケスシテ製造シタル者ハ其ノ酒類及ヒ製造諸器械トモ没収シ免許税額ニ倍ノ金額ヲ科シ、

之ヲ売捌キタル者ハ其ノ石数ニ相当スル造石税三倍ノ金額ヲ併セ科スヘシ

但シ本文酒類並ニ諸器械ヲ已ニ売捌キタルモノハ其ノ代価ヲ追徴スヘシ

第三十条 免許鑑札ヲ借受ケ製造スル者ハ第二十九条ニ拠テ処分シ、之ヲ貸与ヘタル者ハ其ノ鑑札取揚ケ、免許税相当ノ金額ヲ科スヘシ

第三十一条 造酒石数ノ検査ヲ受ケスシテ売捌キタル時ハ其ノ代価ヲ追徴シ、其ノ酒類ノ石数ニ相当スル造石税三倍ノ金額ヲ科スヘシ

第三十二条 検査ノ際酒類ヲ隠蔽シタル者ハ其ノ酒類ヲ没収シ、其ノ酒類ノ石数ニ相当スル造石税三倍ノ金額ヲ科スヘシ

但シ未製成ノ酒類もともト雖モ隠蔽シタル者ハ本条ニ拠テ処分ス

第三十三条 検査未済ノ酒類ヲ自用ニ消費シタル者ハ其ノ石数ニ係ル造石税ニ相当スル金額ノ三倍ヲ科スヘシ

第三十四条 前条々ニ明記スルモノ、外第三章中ノ正条ニ違反スル者ハ一円ヨリ少ナカラス三十円ヨリ多カラサル罰

金ヲ科スヘシ

附則

酒造營業者ニアラスシテ自家飲料ノタメ酒類ヲ製造スルモノハ一箇年一石各種製造スルトキハ此ノ總額ヲ合算スニ超ヘカラス、若シ一石ヲ超ユルトキハ総テ本則ニ從フヘシ

〔法令全書〕

8 明治13年11月 酒造税則取扱心得書

〔大蔵省達〕乙第三十九号(十一月二十四日 輪廊付) (明治十三年) 府 県

本年九月第四十号ヲ以テ酒造税則御布告相成候ニ付右取扱心得書別紙ノ通相定候条、此ノ旨相達候事

(別紙)

酒造税則取扱心得書

第一款 營業免許

第二項 免許鑑札ハ予メ授与スヘキ員数ヲ見積リ租税局へ申出之ヲ受取置クヘシ

第三項 免許鑑札雛形及ヒ其ノ記載方ハ第一号図式ノ如シ

第四項 酒造場ハ倉庫ノ棟数ト製酒ノ種類トヲ問ハス都テ其ノ一区域ヲ以テ一箇所トシ免許鑑札ヲ授与スヘシ

第五項 免許鑑札ハ其ノ年一期有効ノモノトス、故ニ引續キ免許ヲ請フ者アルトキハ最初授与シタル鑑札ヲ差出サセ

其ノ鑑札ノ裏面へ該期ノ免許証印第五項ヲ捺シ再ヒ之ヲ授与スヘシ

但シ鑑札裏面余白尽キタルトキハ更ニ新鑑札ヲ授与スヘシ

第五項 免許証印ハ左ノ雛形ノ如ク各府県庁ニ於テ調製スヘシ

但シ其ノ証印方郡区長へ委任ノ向ト雖モ各府県庁ニ於テ之ヲ調製シ相渡スヘシ

明治何年一期
酒造免許之証

細輪廓 字体楷書 印肉朱
寸法 縦幅曲尺一寸四分 横幅曲尺四分

第六項 免許鑑札ノ授与ハ新規營業ト引続營業ヲ問ハズ年々十月一日執行スルモノトス

第七項 税則第六条免許鑑札売買譲与ノ節其ノ書換方、若シ甲乙兩管庁ニ交渉スルトキハ双方連署ノ書面ニ免許鑑札

ヲ添ヘ甲管庁（被譲渡人）ニ出願セシメ、甲管庁ニ於テハ乙管庁（買受受入）ヘ添翰ハ取附タル旨明記スヘシ

シ、乙管庁ニ於テハ甲管庁ノ添翰ニ拠リ書換、鑑札ノ下渡方ヲ為スヘシ

但シ酒造場転換ノ為メ鑑札書換方兩管ニ交渉スルモノモ本項ノ手続ニ拠ルヘシ

第八項 廢業ノ者ハ其ノ届出ノ節免許鑑札ヲ返納セシムヘシ

第九項 廢業並ニ書換等ノ返納鑑札ハ各府県庁ニ於テ取繼メ、十年当省乙第七号達ニ拠リ不取締無之様消却スヘシ

第十項 税則第五條每年九月三十日迄トアルハ新規又ハ引続其翌期ノ營業免許ヲ出願セシムルノ期限ト心得ヘシ

第十一项 税則第十八條造石税免除ノ酒類ト雖モ、一期製造見込ノ種目石数等總テ税則第二十六條ニ依リ届出シムル

ハ勿論、一期製造ノ分ハ其ノ石数翌期十月中ニ届出シムヘシ

第十二項 税則第二十六條造酒見込ノ種目トアルハ清酒・濁酒・燒酎・白酒・味淋ト其ノ種目毎ニ掲記セシムル義ト

心得ヘシ

但シ銘酒ハ直酒・保命酒・桑酒・養老酒・菊酒・紫蘇酒・あられ酒・南蛮酒等各其ノ酒名ヲ分記セシムヘシ

第十三項 税則第二十七條酒造ニ属スル倉庫納屋等ハ其ノ実況詳細図面ニ製シ、且諸器械ハ第二号雛形ノ通取調之

ヲ差出サシムヘシ

但シ本文調書中増減及交換等アルトキハ其ノ時々更ニ調書ヲ製シ引換ヲ乞ハシムヘシ

第十四項 税則第二十八條戸外ニ掲出スヘキ標札ハ左ノ雛形ニ倣ヒ調製セシムヘシ

但シ石数ハ最初届出ノ見込高ヲ掲記シ増減アルトキハ其ノ時々札紙ヲ貼付シ之ヲ更訂セシムヘシ

寸法堅幅曲尺三尺横幅製酒種類ノ数ニ依リ適宜定ムヘシ

免許鑑札ノ番号

第 何 号
清 酒 何 石 造
白 酒 何 石 造
何 府 郡 区 番 地
何 県 国 町 村 番 地
何 某

十五項 營業者ノ屬籍住所ト酒造場ト甲乙兩管庁ニ交渉スルモノハ都テ酒造場所在ノ管庁ニ於テ免許鑑札ヲ授与シ、

造酒検査及ヒ徵稅方等取計フヘシ

第二款 桶瓶調査

第十六項 税則第二十条酒桶瓶類調査方ハ第三号書式ノ如ク予メ調査簿甲乙二帳ヲ製シ置キ、新規輪替等調査ノ都度

詳細ニ之ニ記入シ、酒造検査方ノ証拠ニ供スヘシ

但シ甲帳ハ管庁ニ備置キ、乙帳ハ營業者ニ下付シ置クヘシ

第十七項 營業者ヨリ前項桶瓶類ノ新調等ヲ届出タルトキハ其ノ時々主任官出張シテ左ニ掲クル所ノ丈量法及ヒ算則ニ

依リ詳密ニ調査ヲ遂ケ、桶ノ側面ヘ左ノ件々ヲ掲載シ管庁ノ烙印ヲ為スヘシ

番号	何程
口径	何程
胴径	何程
底径	何程
深サ	何程
石数	何程

調査ノ年号月日

調査人官姓名

酒造桶類丈量法

口径口頭ヨリ一寸下リタル箇所・胴径口底徑・底徑ノ箇所ハ孰レモ内測リニテ、縦横 \oplus ノ如ク度リ、此ノ縦横徑ヲ和シ、之レヲ二ニテ除キ以テ定ム、深サハ其ノ酒桶ノ前前縁等處後後縁等處孰レモ底ヨリ口径迄ノ間ヲ丈量シ、此ノ前後ノ尺度ヲ和シ、之ヲ二ニテ除キ以テ定ムヘシ

但シ尺度ハ孰レモ曲尺ヲ用ヒ分位三止メ厘以下切捨ツヘシ

算則

口胴底ノ三徑ヲ各個自乗シ、此ノ三個ヲ和シ、之レヲ三ニテ除キ以テ衷トス、之ニ深サヲ乗シ、又円積率七八ヲ乗シ、而シテ升法六四八ヲ以テ除キ其ノ容量ヲ得ル

但シ石数ハ合位三止メ勺以下切捨ツヘシ

第十八項 瓶類容量ハ総テ桶類ニ準シ之ヲ査定スヘシ、基準シ難キモノハ便宜適実ノ方法ヲ以テ之ヲ査定スヘシ

但シ番号石数等ハ適宜木札ニ書載シ之ヲ正面ニ付シ蓋カシムヘシ

第十九項 桶瓶類ノ番号ハ倉庫ノ数ト酒類ノ種別トニ拘ハラズ總テ酒造場一箇所毎ニ起号シ、桶瓶類ノ総数ニ応シテ其ノ順次ヲ定ムヘシ

第二十項 粕桶・水桶・米浸シ桶ノ類ニシテ全ク酒類ヲ容レサル分ハ丈量ニ及ハスト雖モ、番号前項桶瓶類ノ如ク記載シ之ニ烙印スヘシ

第二十一項 調査済ノ桶瓶類売買譲与又ハ貸借スルトキハ其ノ旨双方連署ノ書面ヲ以テ届出サセ、其ノ売買譲与スルモノハ主任官出張ノ上其ノ營業者ニアラサル者へ売渡スカ又ハ破解スルモノハ桶側面へ記載ノ件々ヲ削除シ、調査簿ヲ削却スヘシ

但シ本文売買譲与等ノ節若シ甲乙両管庁ニ交渉スルトキハ第七項ニ準シ其ノ手續ヲ為スヘシ、尤桶瓶類ノ番号書換及調査簿記入等買賣譲受人ニ關スル処分ハ乙管庁ニ於テ之ヲ為スヘシ

第三款 器械封閉

第二十二項 税則第二十五条器械ノ封緘ハ各府県庁ニ於テ予メ一定ノ方法ヲ相立テ、捲リ器械ハ酒樽ノ樋口並ニ男柱ノ孔、蒸溜器械ハ兜釜等緊要ノ箇所へ嚴重封緘ノ上主任官ノ検印ヲ捺スヘシ

但シ封緘ノ為メ繩類ヲ要スルトキハ堅牢ナルモノヲ用キ、封紙ハ管庁ノ印章ヲ捺シ、且封緘ハ年月日ヲ記シタルモノヲ用キ、弛緩剥脱ノ患ナキ様取計フヘシ

第二十三項 開封ヲ願出ルトキハ時日ヲ遷サズ主任官出張シ、使用又ハ洗滌ノ日数ヲ計査シ、至當ト思惟スル時ハ其ノ封印ヲ開披スヘシ、而シテ使用等ノ日数滿限ニ至レバ再ヒ出張シテ前項ノ手續ニ拠リ之ヲ封緘スヘシ

第二十四項 前項封緘並ニ解披ノ年月日及ヒ使用等ヲ許シタル日数ハ第四号書式ノ如ク詳細ニ記入シ、營業者ヲシテ

調印セシムヘシ

第四款 造石検査

第二十五項 税則第十条造石検査ハ収税額ヲ定ムル基礎ニシテ最も緊要ノ件ニ付諸事注意ヲ加フヘシ、且検査ハ營業者ノ申出ニ依リ速ニ取計ヒ、營業ノ差支トナラサル様之ヲ処弁スヘシ

第二十六項 検査季節ニ至レハ各府県庁ニ於テ營業者ノ多寡及ヒ地形ノ難易等ニ拠リ管内ヲ数部ニ分チ、毎部検査員出張所ヲ設ケ主任官二名以上ヲ駐在セシメ、該検査ニ係ル一切ノ事務ヲ取扱ハシムヘシ

但シ検査ニ関スル諸般ノ手續ハ予メ營業者ヘ達シ置クヘシ

第二十七項 造石検査簿ハ第五号書式ノ如ク酒造場毎ニ甲乙二帳ヲ製シ置キモト・もろみ・製酒等ヲ検査シ、其ノ時々詳細ニ之ニ記入スヘシ

但シ甲帳ハ主任官之ヲ携帶シ、乙帳ハ營業者ニ下付シ置クヘシ

第二十八項 造石検査ヲ受クヘキ酒類ハ桶瓶等口頭ヨリ一寸ヲ減シ、側面記載ノ石数ヲ入置カシムヘシ

第二十九項 造石検査ノ節ハ毎桶査定ノ石数ヲ通算シテ総石数ヲ定ムヘシト雖モ、其ノ査定ノ石数ニ充タサルモノハ現在ノ入実ニ就テ其ノ石数ヲ調査スヘシ

但シ本文入実胴径ヨリ以下ニ在ルモノハ其ノ口径（口径ノ大）ノ深サトヲ度リ之ニ査定ノ底径ヲ用テ算出スヘシ、又胴径ヨリ已上ニ在ルモノハ該方法ニ依リ胴径ノ已下已上ヲ區別シ、各個ニ石数ヲ算出（算出ノ上ニ算出スル）シ之ヲ合算スヘシ

第三十項 酒類皆造ノ検査ハ第三期納税ニ差支ヘサル様之ヲ完了スヘシ

第三十一項 検査季節中營業者疾病事故アルトキハ其ノ營業熟知ノ代理人ヲ定メ届出シムヘシ

第三十二項 税則第九条ニ基キ營業者ラシテ左ニ掲ケル所ノ諸帳簿ヲ製シ詳細ニ記入シ置カシメ、造石検査ノ際之ヲ

参照ニ供セシムヘシ

酒造米買入帳 搗米通帳 仕込帳 杜氏仕込帳 酒蔵出帳 酒売上帳 酒貸帳

酒蔵米仕払帳 杜氏並ニ日雇給料帳 荷物判取帳 金銭判取帳 樽貸帳 積出帳

酒粕糠売払帳 酒造諸器械売買扣帳 酒粕目方打帳

此ノ他酒粕・麴・麦萌シ及銘酒類ニ加味スヘキ品類買入帳等一切

第三十三項 他家ノ造酒ヲ買受ケ販売スルトキハ其ノ石高及代価等ヲ詳記シタル仕切書又ハ送り状等ヲ取置カシメ、

造石検査ノ際之ヲ参照ニ供セシムヘシ

第三十四項 税則第十五条検査済ノ酒類ヲ変製（税則第二條ノ酒類ニ類スル）スルトキハ該条ニ拠ルヘシト雖モ、一酒類中ノ

変製（酒類ヲ酒類ニ、味類ヲ味類ニ）スルノ類ニ係ルトキハ単ニ其ノ変製シタルモノニ就テ課税ノ石数ヲ査定スヘシ

第三十五項 検査済ノ酒類並ニ買入酒等ヲ粕濾ニスルトキハ其ノ時々前以届出サセ之ヲ検査スヘシ

第三十六項 酒類ノ火入滓引等ハ造石検査ノ後之ヲ為サシムヘシ

第三十七項 税則第十六条酒類並ニもろみ共非常ノ損害ニ罹リタルトキハ營業者ヨリ其ノ実況ヲ詳記シタル書面ヲ以

テ届出シムヘシ、而シテ右届書ヲ受ケタルトキハ時日ヲ遷サス主任官出張シ實際詳細ニ検査ヲ遂ケ、事実相違ナ

シト認ムルトキハ造石検査簿上該石数ヲ削除スヘシ

第三十八項 前項検査セシ酒類ヲ変製セント欲スルトキハ更ニ製酒ノ種目並ニ石高共詳記シタル書面ヲ差出サセ、

調査ノ上至当ト思惟スルトキハ之ヲ認可シ、尚製成ノ上精製ニ検査シ之ヲ造石検査簿ニ記入スヘシ

第三十九項 税則第十八条造石税免除ノ酒類ハ検査ニ及ハスト雖モ、他ノ酒類取締ノ為メ便宜ニ主任官出張シ之ヲ点

檢スヘシ

第四十項 税則附則ニ拠リ酒類一箇年一石以上ヲ製造スル者ハ其ノ旨願出サセ免許證札ヲ下付シ免許稅ヲ徵收シ、及ヒ造酒檢査ノ上造石稅ヲ徵收スヘキハ勿論、其ノ一石已下ヲ製造スル者ト雖モ其ノ酒類ノ種目並ニ造石共届出サセ、實際不取締無之様取計フヘシ

第五款 課税區別

第四十一項 造石稅納期已前免許證札ヲ売与譲与シ又ハ廢棄スル者ノ檢査済酒類ニ係ル造石稅ハ其ノ節之ヲ完納セシムヘシ

第四十二項 營業中都合ニ依リ未製成ノ酒類酒もとヲ販売スル者ハ其ノ旨届出サセ、詳密ニ檢査ノ上其ノ石數ニ応シ

税則第二条ノ類別ニ拠リ課税スヘシ

第四十三項 免許證札売買譲与シ又ハ廢棄ノ節未製成ノ酒類酒もとヲ營業者ニ売渡ストキハ双方連署ノ書面ヲ以テ届出サセ檢査ヲ遂ケ、且製成ノ上ハ更ニ之ヲ檢査シ該酒類ノ石數ニ依リ之ヲ完納セシムヘシ

但シ本文酒類売買ノ節若シ甲乙兩管庁ニ交渉スルトキハ第七項ニ準シ其ノ手續ヲ為スヘシ、尤製成ノ酒類ヲ檢査シ及ヒ其ノ石數ニ係ル造石稅徵收方等ハ乙管庁ニ於テ之ヲ為スヘシ

第四十四項 税則第十八条葡萄酒及ヒ麥酒ノ類トハ總テ西洋酒模製ニ係ルモノヲ謂フ、實際疑似ニ涉ルモノハ其ノ製造方法等ヲ詳記シ大蔵省ヘ稟議スヘシ

第六款 申牒期限

第四十五項 新規營業者人員ハ每一期分第六号雜形ニ倣ヒ人名表ヲ調製シ其ノ期十月十五日限り差立テ租稅局ヘ送付スヘシ

第四十六項 一期造酒見込届出ノ種目石數ハ第七号雜形ニ倣ヒ種目石數表ヲ調製シ其ノ期十一月十五日限り差立テ租稅局ヘ送付スヘシ

第四十七項 前項届出ノ後造酒石數ノ増減ハ第八号雜形ニ倣ヒ増減表ヲ調製シ左ノ期限ノ通り差立テ租稅局ヘ送付スヘシ

第一次 三月三十一日マテ 届出タル分 四月十五日限

第二次 四月一日ヨリ 六月三十日マテ 届出タル分 七月十五日限

第三次 七月一日ヨリ 八月三十一日マテ 届出タル分 九月十五日限

第四十八項 造酒檢査済石數ハ第九号雜形ニ倣ヒ石高表ヲ調製シ左ノ期限ノ通り差立テ租稅局ヘ送付スヘシ

第一期 三月三十一日マテ 檢査済ノ分 四月十五日限

第二期 四月一日ヨリ 六月三十日マテ 檢査済ノ分 七月十五日限

第三期 七月一日ヨリ 八月三十一日マテ 檢査済ノ分 九月十五日限

第四十九項 免許證札受払ハ每一期分第十号雜形ニ倣ヒ計算表ヲ調製シ翌期十月十五日限り差立テ租稅局ヘ送付スヘシ

第五十項 返納證札消却ノ分ハ第十一号雜形ニ倣ヒ人名表ヲ調製シ翌期十月十五日限り差立テ租稅局ヘ送付スヘシ

第五十一項 免許稅造石稅ハ每一期分第十二号雜形ニ倣ヒ稅表ヲ調製シ翌期十月三十日限り差立テ租稅局ヘ送付スヘシ

第五十二項 本書第十一項造石稅免除酒類ノ種目石數ハ每一期分第十三号雜形ニ倣ヒ種目石數表ヲ調製シ、製造見込

高ハ其ノ期十一月十五日限り、製成高ハ翌期十月十五日限り差立テ租稅局ヘ送付スヘシ

(第一号雜形以下省略ス)

(法令全書)

9 明治13年9月 醫麴營業稅則

〔太政官布告〕第四十一号(九月二十七日 輪廓付) 〔明治十三年〕

醫麴營業稅則別冊ノ通相定本年十月一日ヨリ施行候条、此ノ旨布告候事

(別冊)

醫麴營業稅則

第一章 免許鑑札 營業稅

第一条 凡ソ醫麴（醸造酒類）ヲ製造シテ營業セント欲スル者ハ其ノ旨管庁ニ願出製造場一箇所毎ニ免許鑑札ヲ受ケ、一期

營業稅トシテ左ノ通納ムヘシ

醫麴營業稅 金五十円

第二条 營業免許ハ其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ヲ以テ一期トス

第三条 一期中何月ニ新規免許ヲ受ケタル者ハ直ニ管庁ヘ納ムヘシ

第四条 免許ヲ受ケタル者ハ其ノ一期中販売見込ノ石數毎年十月中管庁ヘ届出ヘシ

第五条 販売ノ節ハ其ノ石數並ニ購求者居所姓名及ヒ年月日等遺漏ナク帳簿ニ記載シ置キ、翌年十月中管庁ヘ差出シ

検査ヲ受ケヘシ

第六条 免許鑑札売買譲与スル時ハ双方連印ノ願書ヲ管庁ニ差出シ書換ヲ請フヘシ

第七条 免許鑑札失却毀損スルカ或ハ代替・改名・転居セシ時ハ管庁ニ願出、再渡又ハ書換ヲ請フヘシ

第八条 免許ヲ受ケタル者ハ醫麴売捌所ト書シタル標札ヘ免許鑑札ノ番号ヲ記載シ戶外ニ掲出スヘシ

第二章 禁令 罰令

第九条 免許鑑札ハ貸借スルヲ許サス

第十条 免許鑑札ヲ受ケス醫麴ヲ營業スル者ハ科料トシテ其ノ營業稅二倍ノ金額ヲ徴スヘシ

第十一条 前明条ノ外販売ノ節石數並ニ購求者ノ居所姓名等ノ記帳ヲ怠ルカ其ノ他本則ニ違反スル者ハ、科料トシテ一円ヨリ少ナカラス五十円ヨリ多カラサル金額ヲ徴スヘシ

(法令全書)

10 明治13年11月 醫麴營業稅則取扱心得書

〔大蔵省達〕乙第四十号(十一月二十四日 輪廓付) 〔明治十三年〕 府 県

本年九月第四十一号ヲ以テ醫麴營業稅則御布告相成候ニ付右取扱心得書別紙之通相定候条、此ノ旨相達候事

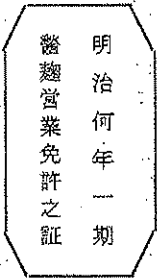
(別紙)

醫麴營業稅則取扱心得書

第一款 營業免許

第一項 免許鑑札ハ予メ授与スヘキ員數ヲ見積リ租稅局ヘ申出之ヲ受取置クヘシ

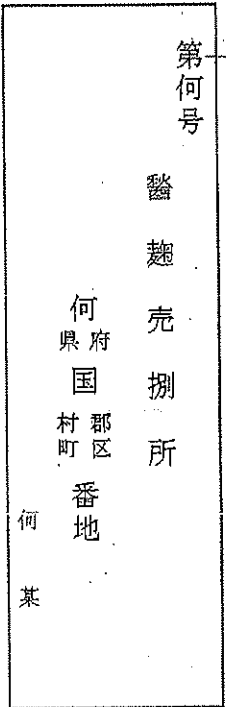
- 第二項 免許鑑札雛形及ヒ其ノ記載方ハ第一号図式ノ如シ
- 第三項 製造場ハ倉庫ノ棟敷ニ拘ラス都テ其ノ一区域ヲ以テ一箇所トシ免許鑑札ヲ授与スヘシ
- 第四項 免許鑑札ハ其ノ年一期有効ノモノトス、故ニ引続キ免許ヲ請フ者アルトキハ最初授与シタル鑑札差出サセ、其ノ鑑札ノ裏面ヘ概期ノ免許証印^{第五項}ヲ捺シ再ヒ之ヲ授与スヘシ
- 但シ鑑札裏面余白尽キタルトキハ更ニ新鑑札ヲ授与スヘシ
- 第五項 免許証印ハ左ノ雛形ノ如ク各府県庁ニ於テ調製スヘシ
- 但シ其ノ証印方郡区長ヘ委任ノ向ト雖モ各府県庁ニ於テ之ヲ調製シ相渡スヘシ



細輪廓 角切 字体楷書
印肉朱 寸法豎幅曲尺一寸四分
横幅曲尺四分

- 第六項 税則第六條免許鑑札売買譲与ノ節其ノ書換方若シ甲乙兩管庁ニ交渉スルトキハ双方連署ノ書面ニ免許鑑札ヲ添へ、甲管庁^{現職職人}ニ出願セシメ、甲管庁ニ於テハ乙管庁^{現職職人}ヘノ添翰^{後期免許税額表且免許鑑札作り之ヲ下渡}シ、乙管庁ニ於テハ甲管庁ノ添翰ニ拠リ書換鑑札ノ下渡方ヲ為スヘシ
- 但シ製造場転換ノ為メ鑑札書換方兩管ニ交渉スルモノモ本項ノ手續ニ拠ルヘシ
- 第七項 廃業ノ者ハ其ノ届出ノ節免許鑑札ヲ返納セシムヘシ
- 第八項 廃業並書換等ノ返納鑑札ハ各府県庁ニ於テ取纏メ、十年当省乙第七号達ニ拠リ不取締無之様消却スヘシ
- 第九項 税則第八條戸外ニ掲出スヘキ標札ハ左ノ雛形ニ做ヒ調製セシムヘシ

寸法豎幅曲尺三尺 横幅曲尺八寸



- 第十項 税則第五條買上帳簿差出シタルトキハ其ノ記載ノ石数及ヒ購求者居処姓名等精覈ニ検査ヲ遂ケ検印ノ上下渡スヘシ、而シテ該帳簿ハ營業中之ラ保存セシムヘシ
- 第十一項 營業取締ノ為メ便宜ニ主任官出張シ之ヲ点検スヘシ
- 第二款 申牒期限
- 第十二項 税則第四條販売見込ノ石数ハ第一期分第二号雛形ニ做ヒ石数表ヲ調製シ其ノ期十一月十五日限り差立テ租税局ヘ送付スヘシ
- 但シ本文届出ノ後其ノ増減ハ三箇月毎ニ取纏メ製表ノ上翌月十五日限り差立テ租税局ヘ送付スヘシ
- 第十三項 新規營業人員ハ三箇月毎ニ取纏メ第三号雛形ニ做ヒ人名表ヲ調製シ翌月十五日限り差立テ租税局ヘ送付スヘシ
- 第十四項 免許鑑札受払ハ每一期分第四号雛形ニ做ヒ計算表ヲ調製シ翌期十月十五日限り差立テ租税局ヘ送付スヘシ
- 第十五項 返納鑑札消却ノ分ハ第五号雛形ニ做ヒ人名表ヲ調製シ翌期十月十五日限り差立テ租税局ヘ送付スヘシ

第十六項 營業稅ハ每一期分第七号雜形ニ倣ヒ稅表ヲ調製シ翌期十月十五日限り差立テ租稅局ヘ送付スヘシ
第十七項 販売シタル石數ハ每一期分第七号雜形ニ倣ヒ石數表ヲ調製シ翌期十一月十五日限り差立テ租稅局ヘ送付スヘシ

(第一号雜形以下略ス)

(法令全書)

11 明治15年12月 酒造稅則附則

〔太政官布告〕第六十一号(十二月二十七日 輪廊付 大藏卿連署) 〔明治十五年〕

酒造稅則附則

第一条 自家用料ノ酒類(飲料ニ用ヒ樽等ニ瓶和シ及ヒ其ノ他ノ用ニ供スルモノ)ヲ製造スル者ハ官庁ヘ届出製造免許證札ヲ受ケ證札料金八十錢ヲ納ムヘシ

第二条 免許ハ其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ヲ一期トス

第三条 自家用料ノ酒類ハ一家内ニ於テ一期製造高一石(一種以上製造スル者ハ其ノ總石數ヲ合算ス)ヲ超ユルヲ得ス、若シ之ヲ超ユル時ハ

總テ本則ニ從フヘシ

第四条 自家用料ノ酒類ハ其ノ住居セル一家ノ外ニ於テ之ヲ製造スルヲ得ス

第五条 自家用料ノ為メ製造シタル酒類ハ之ヲ売捌クヲ得ス

第六条 自家用料ノ酒類ヲ製造スル者免許證札ヲ失却毀損スルカ或ハ代替・改名・転居セシ時ハ管庁ニ申出再渡又ハ

賣換ヲ請フヘシ

第七条 自家用料ノ酒類ヲ製造スル者ハ主任官隨時之ヲ検査スヘシ

第八条 第一条・第三条・第四条・第五条ヲ犯シタル者ハ三十円以上三十円以下ノ罰金ニ処シ、仍ホ犯罪ニ係ル物品及

器械ヲ没収ス、之ヲ売捌キタル者ハ其ノ代価ヲ追徴スヘシ

第九条 此ノ規則ヲ犯シタル者ニハ本則第三十七条及ヒ第三十八条ヲ適用ス

(法令全書)

12 明治16年2月 自家用料酒免許證札

〔大藏省達〕第九号(二月二十日 輪廊付) 〔明治十六年〕 府 県

客年十二月第六十一号布告ヲ以テ、十三年九月第四十号布告酒造稅則改正追加相成候ニ付、同年十一月^{十一}当省達乙第三十九号酒造稅則取扱心得書中左ノ追加條、此ノ旨相達候事

酒造稅則取扱心得書中追加

第五十三項 自家用料酒類免許證札ハ酒類製造免許證札ノ雜形ニ抛リ府県庁ニ於テ調製ノ上酒造營業者ニ準シ之ヲ下渡スヘシ

但シ證札面酒類製造營業免許證札トアルヲ自家用料酒類製造免許證札ト記スヘシ

第五十四項 自家用料酒類製造ノ者ハ其ノ種目及造石高ヲ管轄庁ヘ届出サシムヘシ

但シ造高ノ増減及ヒ其ノ種目ノ交換等ハ其ノ都度届出サシムヘシ

第五十五項 自家用料酒類製造免許料ノ徴収及ヒ造石検査ノ場合ニ於テハ酒造營業者ニ準シ之ヲ取扱フヘシ
 第五十六項 自家用料酒類製造免許料及ヒ造石届高ハ別紙雛形ニ倣ヒ每一期分調整シ、翌期十月三十日限り差立租税
 局へ送付スヘシ

(別紙略ス)

(法令全書)

13 明治17年8月 酒造税則取扱心得書

(大蔵省達)第六十四号 (明治十七年) (八月三日) 府県(酒造)酒造税則
府県(酒造)酒造税則

明治十三年^{十一}当省乙第三十九号ヲ以テ酒造税則取扱心得書相違候処、爾後該税則改正追加相成候ニ付右取扱心得書
 別冊之通改正候条、本年十月一日ヨリ之ニ照準シ取扱ヘシ

但シ別冊ハ主税局ヨリ送付スヘシ

右相違候事

(別冊)

酒造税則取扱心得書

第一款 營業免許

第一項 免許鑑札ハ予メ授与スヘキ員數ヲ見積リ主税局へ申出之ヲ受取置クヘシ

第二項 免許鑑札記載方ハ第一号雛形ノ如シ

第三項 酒造場ハ倉庫ノ棟數ト製酒ノ種類トヲ問ハス都テ其ノ一区域ヲ以テ一ヶ所トシ免許鑑札ヲ授与スヘシ
 但シ一区域外ノ倉庫建物ト雖モ検査済ノ酒類又ハ酒造用諸器械ヲ蔵置スルニ止ルモノハ酒造場ノ附属トスルコ
 トヲ得ヘシ

第四項 免許鑑札ハ其ノ年一期有効ノモノトス、故ニ引続キ免許ヲ請フモノアルトキハ最初授与シタル鑑札ヲ差出サ
 セ、其ノ鑑札ノ裏面へ該期ノ免許証印ヲ捺シ再ヒ之ヲ授与スヘシ
 但シ裏面余白尽キタルトキハ更ニ新鑑札ヲ授与スヘシ

第五項 免許証印ハ左ノ雛形ノ如ク各府県庁ニ於テ調製スヘシ

明治何年一期	細輪郭 字体楷書 印肉朱
酒造免許ノ証	寸法 縦幅曲尺一寸四分 横幅曲尺四分

第六項 引続營業ヲ為サントスル者ハ毎年十月一日マテニ出願セシムヘシ、之ヲ過クレハ都テ新規ト心得ヘシ

第七項 二人以上資力ヲ合シ組合營業ヲ為サントスルモノハ其ノ組合員ノ連名ヲ以テ願出シメ、会社ヲ設ケ營業ヲ為
 スモノハ頭取ノ名ヲ以テ願出シムヘシ

但シ免許鑑札面ニハ誰外何人ト記シ又ハ頭取ノ名ヲ記載スヘシ

第八項 十五年第六十一号公布以前ヨリ引続營業スルモノハ甲種トシ、該公布以後營業スルモノハ乙種ト為シ取扱ヘ
 シ

但シ乙種ニ授与スル免許鑑札ニハ人名ノ肩ニ乙種ノ二字ヲ記入シ、又酢元用酒類ヲ製造スル者ハ酢元用ノ三字
 ヲ冠スヘシ

第九項 稅則第五條代人ハ其ノ營業熟知ノモノヲ以テ定メ美印ヲ捺シタル委任狀ヲ付与セシメ、其ノ人名ヲ届出テシムヘシ
但シ幼少其ノ他事故アリテ後見人ヲ置クトキハ委任狀ヲ付与スルノ限ニアラスト雖モ、後見人事故アリテ代人ヲ置クトキハ本項ニ拠リ後見人ヨリ委任狀ヲ付与セシムヘシ

第十項 稅則第六條免許鑑札売買譲与ノ節其ノ書換方、若シ甲乙両管庁ニ交渉スルトキハ双方連署ノ書面ニ免許鑑札ヲ添ヘ甲管庁（從價輸入人ニ出願セシメ、申管庁ニ於テハ乙管庁所在ノ管庁）ニ添翰（該期免許鑑札自免許鑑札）ハ取置タル旨明記スヘシヲ作り之ヲ下渡シ、乙管庁ニ於テ甲管庁ノ添翰ニ拠リ書換、鑑札ノ下渡方ヲ為スヘシ
但シ酒造場転換ノ為メ鑑札書換方両管庁ニ交渉スルモノモ本項ノ手続ニ拠ルヘシ

第十一項 廢業ノ者ハ其ノ届出ノ節免許鑑札ヲ返納セシムヘシ

第十二項 廢業並ニ書換等ノ返納鑑札ハ各府県庁ニ於テ取纏メ、十年当省乙第七号達ニ拠リ不取締無之様消却スヘシ
第十三項 稅則第十八條造石稅免除ノ酒類ハ其ノ造石ニ制限ナシト雖モ、一期製造見込ノ種目石數等總テ稅則第二十六條ニ拠リ届出シムルハ勿論、一期製造ノ分ハ其ノ石數翌期十月中二届出シムヘシ

第十四項 稅則第二十六條造酒見込ノ種目トアルハ清酒・濁酒・焼酎・酒精・再溜酒精・白酒・味淋・銘酒ト其ノ種目毎ニ掲記セシメ、同條但書見込石數ノ増減ハ勿論其ノ造り方法ノ交換トモ届出テシムヘシ
但シ銘酒ハ直シ酒・保命酒・桑酒・養老酒・菊酒・紫蘇酒・あられ酒・南蛮酒等、各酒名ヲ分記セシムヘシ

第十五項 稅則第二十七條酒造ニ属スル倉庫納屋等ノ諸建物ハ其ノ構造詳細繪圖ヲ製シ且諸器械ノ員數トモ取調、免許ノ節之ヲ差出サシムヘシ
但シ増減及交換等アルトキハ其ノ時々更ニ之ヲ差出サシムヘシ

第十六項 稅則第二十八條戸外ニ掲出スヘキ標札ハ左ノ雛形ニ倣ヒ調製セシムヘシ
但シ石數ハ最初届出ノ見込高ヲ掲記シ増減アルトキハ其ノ時々紙札ヲ貼付シ之ヲ更訂セシムヘシ

第何号	何府県郡区番地
清酒	何町村
白酒	何某

免許鑑札ノ番号

寸法 豎幅 曲尺三尺 横幅 製酒種類ノ數ニ依リ適宜ニ定ムヘシ

醉元用酒類ヲ製造スルモノハ醉元用何酒何石造ト掲記スヘシ

第十七項 營業者ノ属籍住所ト酒造場ト甲乙両管庁ニ交渉スルモノハ都テ酒造場所在ノ管庁ニ於テ免許鑑札ヲ授与シ、造酒検査及徵稅方等取扱フヘシ

第二款 諸器械調査

第十八項 稅則第二十条第一項酒造用諸器械中桶類ノ新製修繕ヲ届出ルトキハ其ノ時々主任官員出張シテ左ニ掲クル所ノ丈量法及算則ニ拠リ詳密ニ調査ヲ遂ケ、桶ノ側面ヘ左ノ件々ヲ掲載シ管庁ノ烙印ヲ為スヘシ
但シ文字ハ磨滅消除セサルモノヲ以テ之ヲ書記スヘシ

番号	何程
口径	何程
胴径	何程
底径	何程
深サ	何程
石数	何程

調査ノ年月日

調査人官姓名

酒造桶類丈量法

口径^{口頭ヨリ一寸}・胴径^{口底径}・底径^{底面}ハ孰レモ内測リニテ、縦横[⊕]ノ如ク度リ、此ノ縦横径ヲ和シ、之レヲ二ニテ除シ以テ定ム、深サハ其ノ酒桶ノ前後左右中心等孰レモ底ヨリ口径迄ノ間ヲ丈量シ、之ヲ和シ五ニテ除シ以テ定ムヘシ

但シ尺度ハ孰レモ曲尺ヲ用ヒ分位ニ止メ厘以下切捨ツヘシ

算則

口径ト胴径ノ和ヲ自乗シ甲トス

胴径ト底径ノ和ヲ自乗シ乙トス

口径ト底径ノ和ハ胴径ヲ乗シ丙トス

甲乙ノ和ヨリ丙ヲ減シ殘數ニ深サ及ヒ〇・〇四〇三八四^{算則ノ一位ヲ分位トシ丈量尺度ハ分位ニ止メ尺位ヲ一位トス}ニ乗シ之ヲ二ニテ除シ容量ヲ

得ル

但シ石数ハ合位ニ止メ以下切捨ツヘシ

第十九項 甕類容量ハ総テ桶類ニ準シ之ヲ査定スヘシ、其ノ準シカタキモノハ便宜適実ノ方法ヲ以テ之ヲ査定スヘシ
但シ番号石数等ハ木札ニ記載シ之ヲ正面ニ付シ置カシムヘシ

第二十項 桶類ノ番号ハ倉庫ノ数ト酒類ノ種別トニ抱ハラズ總テ酒造場一ヶ所毎ニ起号シ、桶類ノ總數ニ応シテ其ノ順次ヲ定ムヘシ

但シ桶蓋ノ外諸器械ハ番号ヲ付スルニ及ハスト雖モ、管斤ノ烙印ヲ捺シ得ルモノハ之ニ烙印ヲ為スヘシ

第二十一項 粕桶水桶等ノ類ニシテ全ク酒類ヲ容レサル分ハ丈量ニ及ハスト雖モ、番号ヲ記載シ之レニ烙印ヲ為スヘシ
但シ酒造場内ニ於テ酒類ヲ容ル、桶類ハ都テ丈量ノ調査ヲ受ケシムヘシ

第二十二項 調査済ノ桶類売買・譲与・貸借又ハ返却スルトキハ其ノ旨双方連署ノ書面ヲ以テ届出サセ、其ノ売買・譲与スルモノハ主任官員出張ノ上其ノ桶類ノ番号ヲ書換、其ノ貸借スルモノハ仮順番号ヲ記載シ其ノ營業者ニ非ラサルモノハ売渡スカ、又ハ破解スルモノハ桶側面記載ノ件々ヲ削除スヘシ

第二十三項 税則第二十条二項ハ事故アリテ一時酒造場外へ移スモノヲ謂フ、此ノ場合ニ於テハ其ノ移スヘキ事故及場所トヲ調査シ、不取締ナシト視認ルモノニ限り聴許スヘシ

第三款 器械封緘

第二十四項 税則第二十五条器械ノ封緘ハ各府県庁ニ於テ予メ一定ノ方法ヲ相立テ、押リ器械ハ酒槽ノ樋口並ニ男柱ノ孔、蒸溜器械ハ兜釜等緊要ノ箇所ハ嚴重ノ封緘ヲ為スヘシ

第二十五項 前項封緘用紙ハ管斤ノ印章ヲ捺シタルモノヲ用ヒ毎次請書ヲ差出サシムヘシ

第四款 造石検査

第二十六項 造石検査ヲ為スヘキ酒類ハ桶廻トモ口頭ヨリ一寸ヲ減シ容レ置カシメ、毎桶廻トモ記載ノ石数ニ抛リ査定スヘシ

第二十七項 前項記載ノ石数ニ充タサルモノハ其ノ現在入実ノ石数ニ抛リ左ノ算則ヲ以テ調査スヘシ

入実胴径ヨリ以上ニアルトキハ其ノ容積面ノ直径ヲ底径ト仮定ス此ノ口径ヲ求ムルニハ口径ヨリ胴径ヲ減シ、空積ノ深サヲ加シ、之ヲ口径ヨリ減シテ仮定ノ口径トス
仮定ノ口径ト胴径トノ和ヲ自乗シ甲トス

仮定ノ口径ト胴径トヲ相乗シ乙トス

右甲ヨリ乙ヲ減シ胴径以上ノ入実深サ及ビ〇、〇四〇三八四四乗取ノ一位ヲ右位トシ寸法尺度ハ分位ニ止メ尺位ヲ一位トス 以下準之

其ノ得ル石数ハ胴径以下ノ石数ヲ合算スヘシ

乳実胴径ヨリ以下ニ在ルトキハ其ノ容積面ノ直径ヲ口径ト仮定ス此ノ口径ヲ求ムルニハ入実胴径ニアルモノハ其ノ胴径ヲ仮定ノ口径トシ、入実胴径ニ減サルモノハ胴径ヨリ底径ヲ減

シ現在ノ深サヲ乗シ二倍シ金銀ニテ除シ、之レニ底径ヲ加ヘテ仮定ノ口径トス

ヲ乗シ其ノ得ル石数ハ胴径以下ノ石数ヲ合算スヘシ

第二十八項 税則第十九条ニ抛リ酒造中ハ何酒類ヲ問ハス検査スヘキニ付酒もと及ヒ醗トモ前以テ申出サシメ、必ス之レカ検査ヲ為スヘシ

但シ造石検査ノ際参照ノ為メ左ニ掲クル所ノ諸帳簿ハ營業者ヲシテ必ス調製シ詳密記載セシムヘシ

酒造米元帳 仕込帳 酒粕目方帳

蒸溜帳 酒蔵出帳 酒売上帳

第二十九項 酒類ノ火入滓引ハ造石検査ノ後之ヲ為サシムヘシ

第三十項 造酒中他家ノ酒類ヲ買入ル、モノハ時々其ノ石数ヲ届出サセ、時宜ニヨリ之ヲ検査スヘシ

第三十一項 税則第十五条検査済ノ酒類ヲ変製税則第二十一条ノ酒類ニ類ススルトキハ該条ニ抛ルヘシト雖モ、一酒類中ノ

変製酒類ヲ油類ニ、味類ヲ二倍ノ酒類ニ、酸類ヲ二倍ノ酒類ニ、醗類ヲ三類ニ変製スルノ類スルトキハ該条ニ抛ルヘシト雖モ、一酒類中ノ

第三十二項 税則第十六条非常ノ損害ニ罹リタル酒類ハ水火震災並ニ腐敗等人為ヲ以テ防禦スヘカラサルモノニ限ル

モノトス、此ノ場合ニ於テハ其ノ実況ヲ詳記シタル書面ヲ以テ届出シメ、時日ヲ遷サス主任官員出張シ實際詳密ニ検査ヲ遂ケ、事實相違ナシト視認ルトキハ造石税免除ノ手續ヲ為スヘシ

第三十三項 前項検査セシ酒類ヲ変製セント欲スルモノハ更ニ変製酒ノ種目並ニ石数トモ届出サセ、製成ノ上尙之ヲ検査スヘシ

第三十四項 検査済ノ酒類並ニ古酒買入酒等ヲ粕濾ニスルトキハ其ノ時々届出サセ検査ヲ為シ、尙製成ノ上之ヲ検査スヘシ

但シ製成ノ上増石スルモノハ其ノ石数ニ課税スヘシ

第三十五項 濁酒白酒ハ都テ醗ノ儘ニテ検査シ造石税ヲ査定スヘシ

第三十六項 税則第十八条造石税免除ノ酒類ハ造石検査ニ及ハスト雖モ取締ノ為メ主任官員出張便宜之ヲ点検スヘシ

第三十七項 十六年第四十二号公布第三項ニ抛リ管庁へ届出ヘキ製酢ハ取締ノ為メ主任官員出張便宜之ヲ点検スヘシ

第五款 課税區別

第三十八項 造石税納期以前免許鑑札ヲ発賣譲与シ又ハ廃業スル者ノ検査済酒類ニ係ル造石税ハ其ノ節之ヲ完納セシムヘシ

第三十九項 營業中都合ニ依リ未製成ノ酒類ヲ販売スルモノハ其ノ旨届出サセ、検査ノ上其ノ石数ニ応シ税則第二条

ノ類別ニ抛リ課税スヘシ

但シ未製成ノ酒類ヲ同業者ニ売渡ストキハ双方連署ノ書面ヲ以テ届出シムヘシ、尤甲乙両管庁ニ交渉スルモノハ製成ノ酒類ヲ検査シ及其ノ石数ニ係ル造石税徴収方等ハ買受人所在ノ管庁ニ於テ之ヲ為スヘシ

第四十項 税則第十八条造石税免除ノ酒類ハ西洋横製ニ係ル葡萄酒ノ類トス、其ノ疑似ニ涉ルモノハ製造方法ヲ詳記シ当省へ稟議スヘシ

第六款 申牒期限

第四十一項 酒造見込石高及酒造場員数並ニ検査済石高犯人等ハ第二号・第三号・第四号雛形ニ做ヒ一ヶ月毎ニ報告表ヲ調製シ、翌月十五日限り差立テ主税局へ送付スヘシ

第四十二項 造酒見込石高並ニ其ノ原質品目ハ第五号雛形ニ做ヒ報告表ヲ調製シ左ノ期限ノ通り差立テ主税局へ送付スヘシ

第一回 十月ヨリ十二月マテノ分 一月十五日限

第二回 十月ヨリ四月マテノ分 五月十五日限

第三回 十月ヨリ八月マテノ分 九月十五日限

第四十三項 免許鑑札受払ハ每一期分第六号雛形ニ做ヒ計算表ヲ調製シ、翌期十一月十五日限り差立テ主税局へ送付スヘシ

第四十四項 免許税造石税ハ每一期分第七号第八号雛形ニ做ヒ税表ヲ調製シ、翌期十一月十五日限り差立テ主税局へ送付スヘシ

第四十五項 税則第十八条造石税免除ノ酒類種目石数ハ每一期分第九号雛形ニ做ヒ報告表ヲ調製シ、翌期十一月十五

日限り差立テ主税局へ送付スヘシ

第四十六項 各酒類造石区分及現在石高並ニ清酒垂分合ハ第十号・第十一号・第十二号雛形ニ做ヒ各表ヲ調製シ、翌期十一月十五日限り差立テ主税局へ送付スヘシ

第七款 自家用料酒類

第四十七項 自家用料酒類免許鑑札ハ酒類製造營業免許鑑札ノ雛形ニ依リ府県庁ニ於テ調製ノ上、酒造營業者ニ準シ之ヲ下渡スヘシ

但シ鑑札面酒類製造免許鑑札トアルヲ自家用料酒類製造免許鑑札ト記載スヘシ

第四十八項 自家用料酒類製造ノモノハ其ノ種目及造石高ヲ管庁へ届出サシムヘシ

但シ造り高ノ増減及其ノ種目ノ変換等ハ其ノ都度届出サシムヘシ

第四十九項 自家用料酒類ハ時宜ニヨリ実地検査ヲ為シ其ノ他不取締之レナキ様取計フヘシ

第五十項 自家用料酒類製造免許鑑札料ノ徴収及造石検査ノ場合ニ於テハ酒造營業者ニ準シ之ヲ取扱フヘシ

第五十一項 自家用料酒類製造免許人員ハ第十三号雛形ニ做ヒ一ヶ月毎ニ報告表ヲ調製シ、翌月十五日限り差立テ主

税局へ送付スヘシ

第五十二項 自家用料酒類製造免許鑑札料及造石高ハ第十四号雛形ニ做ヒ每一期分ヲ調製シ、翌期十一月十五日限り

差立テ主税局へ送付スヘシ

〔雛形省略〕

〔法令全書〕

14 明治19年8月 自家用料酒類製造者心得

大蔵省令第二十七号 明治十九年八月二十四日

自家用料酒類製造者心得

- 第一項 酒造税則附則第一条ノ届書ニハ該期造酒ノ種目及製造見込石高ヲ記シテ差出ヘシ
- 第二項 前項届出ノ後造酒種目ノ交換及ヒ製造高ヲ増減スルトキハ其ノ時々管庁ヘ届出ヘシ
- 第三項 免許鑑札ヲ受ケタル者ハ自家用料酒製造ノ標札ヲ戸外ニ掲出スヘシ
- 第四項 免許鑑札ヲ失却毀損スルカ或ハ改名・代替・転居セシトキハ其ノ旨管庁ニ届出再渡又ハ交換ヲ請フヘシ
- 第五項 第一項免許届書式第三項標札書式ハ府県知事ノ定ムル所ニ拠ル
- 第六項 第二項・第三項・第四項ヲ犯シタル者ハ一円九十五錢以下ノ科料ニ処ス

〔法令全書〕

15 明治21年3月 沖繩県酒類出港税則

勅令第十二号(官報 三月二十二日) (明治二十一年)

沖繩県酒類出港税則

- 第一条 沖繩県ヨリ酒類ヲ他府県ヘ輸出スルトキハ出港税トシテ酒類一石ニ付金三円ヲ賦課ス
- 第二条 出港税ヲ徴取スルタメ那覇港ニ船政所ヲ設置ス

- 第三条 荷主ハ酒類ヲ他府県ヘ輸出スルトキ出港税ヲ船政所ニ納メ船積免状並ニ領收証ヲ受ケ船積スヘシ
- 第四条 船長ハ船積免状ニ照シ酒類ヲ船積シ出港前ニ於テ其ノ積石数ヲ船政所ニ届出ヘシ

那覇港外ノ地方ヨリ直ニ出航スルトキハ其ノ地方役所ニ届出ヘシ

- 第五条 沖繩県下ヨリ出港スル船舶ハ主任官吏ニ於テ検査スルコトアルヘシ

但シ其ノ官吏ハ主任官タルノ証票ヲ携帯スヘシ

- 第六条 出港税ヲ納メス酒類ヲ他府県ヘ輸出セントシテ船積シ又ハ輸出シタル者ハ出港税金三倍ノ罰金ニ処シ、仍ホ其ノ酒類ヲ没収ス、既ニ売却キタル者ハ其ノ代価ヲ追徴ス

- 第七条 第四条ノ届出ヲ為サヘル者ハ五十円以上五十円以下ノ罰金ニ処ス

- 第八条 主任官吏ノ検査ヲ拒ム者ハ二十円以上二十円以下ノ罰金ニ処ス

- 第九条 此ノ税則ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減軽再犯加重教罪俱発ノ例ヲ用ヒス

- 第十条 前条々ノ場合ニ於テ家族雇人及囑託ヲ受ケタル者又ハ乗組員ノ所犯ニ係ルモノト雖モ總テ其ノ荷主又ハ船長ヲ処罰スヘシ

- 第十一条 此ノ税則ハ明治二十一年十月一日ヨリ施行ス

〔法令全書〕

16 明治21年7月 沖繩県酒類出港税則施行細則

大蔵省令第七号 明治二十一年七月七日

沖繩県酒類出港税則施行細則

第一条 酒類ヲ他府県ヘ輸出スル者ハ少ナクトモ出港二十四時間以前ニ左ノ項目ヲ記載シタル書面ニ税金相添ヘ那覇船改所ヘ申出、其ノ酒類ノ検査ヲ請ヒ船積免状及税金領収証ヲ受クヘシ

- 一 酒類ノ種目及石数
- 一 出港税額
- 一 容器ノ種類及箇数
- 一 荷主ノ族籍住所姓名
- 一 船名及船長姓名
- 一 出港地名

第二条 船改所ハ酒類ヲ検査スルニ当リ前条ノ書面ニ照シ石数不相当ト認ムルトキハ每容器ヲ開キ実量スルコトアルヘシ

第三条 第一条ノ場合ニ於テ税金ヲ算出スルニハ酒類ハ各容器ノ樽蓋ヲ合計シ合位ニ、金員ハ厘位ニ止メ、以下切捨ルモノトス

第四条 主任官船舶ノ検査ヲ為シ犯罪ヲ発見シ若クハ犯罪アリト認知シタルトキハ其ノ酒類又ハ犯罪者ト認メタル者ノ出港ヲ差止ムルコトアルヘシ

第五条 出港差止中其ノ酒類ヲ出港シ若クハ出港シタル者ハ二円以上二十円以下ノ罰金ニ処ス

〔法令全書〕

17 明治21年7月 輸出酒類戻税規則

勅令第五十四号（官報 七月十二日） 明治二十一年七月十一日

輸出酒類戻税規則

第一条 内国ニ於テ造石税ヲ賦課シタル酒類ヲ外国ニ輸出スルトキハ輸出港税関ノ検査ヲ受ケ置、輸入港税関ヲ通過シタル証憑ヲ得テ之ヲ輸出港税関ニ差出シ造石税ノ下戻ヲ請フコトヲ得、但シ其ノ証憑ヲ得タル後滿三箇年以内ニ差出サ、ル者ハ其ノ効力ヲ失フヘシ

第二条 造石税ノ下戻ヲ受ケタル酒類ヲ本邦ニ輸入シタルトキハ輸入港税関ノ検査ヲ受ケ陸揚ノ際其ノ戻税ハ之ヲ還納スヘシ

第三条 本則施行ノ細則ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第四条 本則ハ明治二十一年九月一日ヨリ施行ス

〔法令全書〕

18 明治22年9月 北海道の酒造税則未施行地に同則施行

法律第二十四号（官報 九月三十日） 明治二十二年九月二十八日

北海道ノ内明治十三年九月第四十号布告酒造税則ヲ施行セサル地方ニ本年十月一日ヨリ本則ヲ施行ス、但シ其ノ税率ハ当分左ノ通定ム

酒造免許税

酒造場一箇所ニ付

金二十円

酒類造石税

一類一石ニ付

金二円

二類一石ニ付

金三円

三類一石ニ付

金四円

税則施行ノ細則ハ大蔵大臣之ヲ定ム

〔法令全書〕

19 明治22年10月 酒造税則施行細則

大蔵省令第十四号 明治二十二年十月二十五日

酒造税則施行細則

第一条 酒造営業ノ免許ヲ得ントスル者ハ其ノ製造場ノ倉庫又ハ建物ノ棟数ト製酒ノ種類トヲ問ハス都テ其ノ一区域ヲ以テ一箇所トシ願出ヘシ、但シ一区域外ノ倉庫建物ト雖モ検査済ノ酒類又ハ酒造用諸器械ヲ蔵置スルニ止マルモノハ酒造場ノ付屬トスルコトヲ得ヘシ

第二条 引続酒造営業ヲ為サントスル者ハ毎年十月一日マテニ願出ヘシ

第三条 二人以上資力ヲ合シ組合営業ヲ為サントスル者ハ其ノ組合員ノ連名ヲ以テ願出、会社ヲ設ケ営業ヲ為サント

スル者ハ頭取ノ名ヲ以テ願出ツヘシ

第四条 酒類ノ火入滓引ハ造石検査ノ後之ヲ為スヘシ

第五条 検査済ノ酒類並ニ古酒買入酒等ヲ粕漉セントスルトキハ其ノ時々届出検査ヲ受クヘシ、但シ製成ノ上増石スルモノハ其ノ石数ニ課税スルモノトス

第六条 営業中都合ニ依リ未製成ノ酒類ヲ販売スルモノハ其ノ旨届出検査ヲ受クヘシ

第七条 税則第十六条非常ノ損害ニ罹リタル酒類アル場合ハ其ノ実況ヲ証明シ直ニ管庁ニ届出ツヘシ

第八条 造石税納期以前免許鑑札ヲ売買譲与シ又ハ廃業スル者ハ検査済酒類ニ係ル造石税ハ其ノ節之ヲ完納スヘシ

附則

第九条 第二条願出ノ期限ハ本年ニ限り来ル十一月三十日迄トス

〔法令全書〕

20 明治23年8月 酒造税則施行細則

大蔵省令第二十号 明治二十三年八月二十日

酒造税則施行細則

第一条 税則第一条第一項ニ從ヒ製造免許ヲ受ケントスルモノハ其ノ原書ニ造石見込高ヲ記シ、其ノ酒造場ノ倉庫又ハ建物ノ棟数ト二拘ハラス總テ其ノ一区域ヲ以テ一箇所トシ、之ニ關スル地所建物ノ坪数ヲ図面ニ製シ原書ニ添ヘ管庁ニ差出スヘシ、但シ一区域外ノ倉庫建物ト雖モ検査済ノ酒類又ハ酒造用諸器械ヲ蔵置スルニ止マルモノハ、

管庁ノ許可ヲ受ケ酒造場ノ付屬ト爲スコトヲ得

免許ヲ受ケタル後造石見込高ヲ増加シ又ハ土地建物等ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ時々届出ヘシ

免許ヲ受ケタル者ニシテ翌期ニ引続キ營業ヲ爲サントスルモノハ其ノ年十月一日迄ニ願書ニ鑑札ヲ添ヘ管庁ニ

差出シ免許ノ証印ヲ受クヘシ

税則第一条第二項二ノ年数ハ、処罰ハ宣告ノ日、滞納処分ハ完結ノ日ヨリ免許願出ノ日迄滿三年トス

第二条 酒造場ヲ移動セントスルトキハ免許鑑札ヲ添ヘ管庁ニ申出鑑札ノ書換ヲ請フヘシ

他ノ管轄地ヘ移転セントスルトキハ免許鑑札ヲ添ヘ管庁ニ申出添書ヲ受ケ之ヲ移転地ノ管庁ニ差出シ鑑札ノ書

換ヲ請フヘシ

第三条 免許鑑札ヲ売買譲渡セントスルトキハ双方連署ノ書面ニ鑑札ヲ添ヘ管庁ニ申出鑑札ノ書換ヲ請フヘシ、若シ

他管庁ニ交渉スルトキハ前条ノ手続ニ依ルヘシ

第四条 税則第一条二項ニ依リ徵スヘキ保証物ノ種類左ノ如シ

有利公債証券

大蔵省証券

日本銀行株券

正金銀行株券

國立銀行株券

政府ノ保護ヲ受クル会社株券債券

府県郡市町村ノ公債証券

土地建物

第五条 前条保証物ノ保証価格ハ左ノ割合ニ依テ定ム

一 公債証券ハ明治二十三年勅令第四号第三条ノ価格ニ依ル

二 大蔵省証券ハ其ノ券面ノ金額ニ依ル

三 銀行会社株券債券府県郡市町村ノ公債証券ハ価格十分ノ八

四 土地建物ハ価格十分ノ六

第六条 税則第一条二項三ノ所有不動産ノ価格及ヒ保証物トシテ差出スヘキ株券・債券・公債・証券・不動産ノ価格

ハ、各地現売買ノ価格ヲ標準トシテ地方長官之ヲ定ム

前項ニ依リ定メタル価格ニ付異議アルトキハ地方庁及ヒ其ノ所有者ヨリ各二名ノ評価人ヲ撰ミ價格ヲ評定セシ

メ、其ノ評定價格ノ平均ニ依リ之ヲ定ム

第七条 税則第一条第二項ニ依リ立ル所ノ保証人ハ不動産ヲ有シ又ハ所得税ヲ納ムル丁年以上ノ男子ニシテ、地方長

官ニ於テ相当ト認ムルモノニ限ル

第八条 保証物ハ土地建物ヲ除クノ外管庁ニ於テ之ヲ保管スヘシ

第九条 当初ノ造石見込高ニ依リ其ノ營業ヲ免許シタルノ後更ニ増スルトキハ之ニ相当スル保証物ヲ徵シ、又ハ保

証人ヲ立テシムヘシ

第十条 保証ヲ徵セスシテ營業ヲ許可シタルモノ其ノ造石数ヲ増加シタルタメ其ノ所有不動産價格造石税四分ノ一ヲ

下リタルトキハ保証物ヲ徵シ、又ハ保証人ヲ立テシムヘシ

第十一条 税則第十二条營業免許後不動産ヲ売買譲渡及抵当ト爲ス場合ニ於テハ其ノ不動産ノ位置・番号・名称・種

類・段別又ハ坪数及土地台帳記入ノ地価地租ヲ詳記シテ管庁ニ届出ツヘシ

第十二条 酒造用容器ハ左ニ掲クル方法ニ依リ其ノ容積ヲ量リ所轄租税検査員派出所ニ申出検査ヲ受クヘシ、但シ容器ニハ番号烙印及石数ノ記載ヲ受クヘシ

酒造桶類丈量法

口径^{口頭ヨリ一寸}、第一胴径^{口径ヨリ金線四分}、第二胴径^{口径等}、第三胴径^{第二胴径ヨリ金線四分}、底径^{底板面ハ、何ジモ内測リニテ縦横⊕ノ如ク度リ、此ノ縦横径ヲ和シ之ヲ二ニテ除シ以テ定ム、深サハ其ノ酒桶ノ前後左右中心等執レモ底面ヨリ口径迄ノ間ヲ丈量シ之ヲ和シ五ニテ除シ以テ定ムヘシ}

算則

(一) 第二胴径以上ノ分

口径下第一胴径ノ和ヲ自乗シ甲トス

第一胴径下第二胴径ノ和ヲ自乗シ乙トス

口径下第二胴径ノ和ハ第一胴径ヲ乗シ丙トス

甲乙ノ和ヨリ丙ヲ減シ、残数ニ深サ及〇、〇四〇三八四四^{乗率ノ一位ヲ右位トシ、又底板面ヲ乗シ之ヲ四ニテ除シ、}

其ノ容量ヲ得ル

但シ石数ハ合位ニ止メ以下切捨ツヘシ

(二) 第二胴径以下ノ分

第二胴径下第三胴径ノ和ヲ自乗シ甲トス

第三胴径下底径ノ和ヲ自乗シ乙トス

第二胴径下底径ノ和ハ第三胴径ヲ乗シ丙トス

甲乙ノ和ヨリ丙ヲ減シ残数ニ深サ及〇、〇四〇三八四四ヲ乗シ之ヲ四ニテ除シ、其ノ容量ヲ得ル

右(一)(二)ヲ合算シ満量桶ノ石数ヲ得ル

第十三条 酒造用容器ヲ修繕シタルトキハ使用以前管庁ノ検査ヲ受クルモノトス

第十四条 甕類及胴張桶其ノ他第十一条ノ丈量法及算則ニ依リ実量ヲ得難シト認ムルモノハ便宜適実ノ方法ヲ以テ之ヲ測定スヘシ

第十五条 税則第十条ノ検査ヲ受クヘキ酒類ハ其ノ容器ノ口頭ヨリ一寸ヲ減シ容積ノ量クヘシ、其ノ入実容器測定ノ全数ニ充テサル端数ハ左ノ算則ニ依ルヘシ

入実第一胴径ヨリ以上ニアルトキハ其ノ容積面ノ直径ヲ底径ト仮定ス^{此ノ底径ヲ求ムルニハ口径ヨリ第一胴径ヲ減シ容積ノ量クヘキ}

仮定ノ底径ト口径トノ和ヲ自乗シ甲トス

仮定ノ底径ト口径トノ相乗シ乙トス

右甲ヨリ乙ヲ減シ空積ノ深サ及〇、〇四〇三八四四ヲ乗シ得ル数ヲ桶面記載ノ石数ヨリ減シ現在ノ石数ヲ得ル

入実第一胴径ヨリ以下ニアルトキハ其ノ容積面ノ直径ヲ口径ト仮定ス^{此ノ口径ヲ求ムルニハ第一胴径ヨリ第二胴径ヲ減シ、之ニ容積面ヨリ第二胴径ヲ}

仮定ノ口径ト第二胴径トノ和ヲ自乗シ甲トス

仮定ノ口径ト第二胴径トノ相乗シ乙トス

右ヨリ乙ヲ減シ容積ノ深サ及〇、〇四〇三八四四ヲ乗シ得ル数ヲ桶面記載ノ石数ヨリ減シ現在ノ石数ヲ得ル

入実第一胴径ヨリ以下ニアルトキハ其ノ容積面ノ直径ヲ口径ト仮定ス^{此ノ口径ヲ求ムルニハ第一胴径ヨリ第二胴径ヲ減シ、之ニ容積面ヨリ第二胴径ヲ}

仮定ノ口径ト第二胴径トヲ相乗シ乙トス
右甲ヨリ乙ヲ減シ容積面ヨリ第二胴径マデノ入実深サ及〇、〇四〇三八四四ヲ乗シタルモノニ第二胴径以下ノ石
数ヲ加へ、現在ノ石数ヲ得ル

入実第三胴径以上若クハ以下ニアルトキハ前項ニ準処スヘシ

第十六条 税則第十七条ニ依リ酒類ヲ変製セントスルトキハ更ニ其ノ変製スヘキ酒類ノ種目及石数ヲ届出テ製成ノ上
尚検査ヲ受クルモノトス

第十七条 検査未済ノ酒類腐敗其ノ他ノ事故ニ依リ減量若クハ廃棄ニ属シタルトキハ直ニ所轄租税検査員派出所ニ届
出検査ヲ受クヘシ

第十八条 税則第十八条造石税免除酒類ハ一期中製造石高ヲ翌期十月中ニ届出ツヘシ

第十九条 検査済酒類及古酒買入酒等ヲ粕漙ニスルトキハ其ノ時々届出検査ヲ受ケ尚製成ノ上検査ヲ受クルモノトス
但シ此ノ場合ニ於テ増石スルモノハ其ノ石数ニ課税スルモノトス

第二十条 清酒ハ搾リ揚ケ滓引以前、濁酒白酒ハ醪ノ儘、其ノ他ノ酒類ハ製成ノ上造石数ノ検査ヲ受クヘシ

第二十一条 造石税納期以前免許鑑札ヲ売買譲与シ又ハ廃棄スルモノ、検査済酒類ニ係ル造石税ハ其ノ節之ヲ完納ス
ヘシ

第二十二条 営業人ハ左ノ帳簿ヲ調製スヘシ

酒造原品受払帳

仕込帳

酒粕目方帳

蒸溜帳

変製酒類原品受払帳

酒類倉出帳

酒類買上帳

酒類買入帳

第二十三条 此ノ細則ニ関スル帳簿記入方其ノ他書式等ノ手續ハ地方長官之ヲ定ム

附則

第二十四条 第十二条ハ此ノ細則実施以後新調修繕ニ係ル分ヨリ施行ス

第二十五条 第十五条ノ場合ニ於テ旧丈量ノ容量ノ容器ニ係ルモノハ左ノ算則ニ依ルヘシ

入実胴径ヨリ以上ニアルトキハ其ノ容積面ノ直径ヲ底径ト仮定ス此ノ底径ヲキムルニハ口径ヨリ順次減シ容積ノ深サヲ乘シ
仮定ノ底径ト口径トノ和ヲ自乗シ甲トス之ヲ口径ヨリ減シテ仮定ノ底径トス

仮定ノ底径ト口径トヲ相乗シ乙トス

右ヨリ乙ヲ減シ空積ノ深サ及ヒ〇、〇四〇三八四乘率ノ一位ヲ右位トシ丈積尺度ハ分ヲ乘シ得ル数ヲ桶面記載ノ石数ヨ
リ減シ、現在ノ石数ヲ得ル

入実胴径ヨリ以下ニアルトキハ其ノ容積面ノ直径ヲ口径ト仮定ス此ノ口径ヲキムルニハ入実胴径ニアルモノハ其胴径ヲ仮定ノ口径
ヲ乘シ得ル数ヲ桶面記載ノ石数ヨリ減シ、現在ノ石数ヲ得ル

仮定ノ口径ト口径トノ和ヲ自乗シ甲トス

仮定ノ口径ト口径トヲ相乗シ乙トス

右ヨリ乙ヲ減シ現在ノ深サ及ヒ〇、〇四〇三八四ヲ乘シ現在ノ石數ヲ得ル

(法令全書)

21 明治23年9月 間接国税犯則者処分法

法律第八十六号(官報 九月二十二日) 明治二十三年九月二十日

間接国税犯則者処分法

第一章 犯則事件取調

第一条 間接官吏間接国税ニ關スル犯則者アルコトヲ認知シ若ハ思料シタルトキハ其ノ家宅倉庫其ノ他ノ場所ニ立入り、証憑集取ヲ為スコトヲ得

犯則者他人ノ家屋倉庫其ノ他ノ場所ニ犯則ニ係ル物件ヲ藏匿スト思料スルトキハ間接官吏其ノ場所ニ立入証憑集取ヲ為スコトヲ得

間接官吏証憑集取ヲ為スコトキハ間接官吏タルノ証票ヲ携帯スヘシ

第二条 前条ノ場合ニ於テ犯則者若ハ犯則ニ係ル物件其ノ間接官署ノ管轄区域外ニ在ルトキハ其ノ地ノ間接官署ニ証憑集取ヲ囑托スルコトヲ得

第三条 間接官吏ハ犯則事件ノ捜査ニ關シ必要ナリト認ムルトキハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第四条 間接官吏証憑集取ヲ為スコトキハ本人若ハ其ノ同居ノ親族又ハ傭人ヲシテ立会ハシムヘシ、本人及同居ノ親族傭人俱ニ其ノ家ニ在ラサルトキハ警察官吏又ハ市町村吏員若ハ隣佑二名以上ヲ立会ハシムヘシ

第五条 間接官吏家宅搜索及物件差押ヲ為スハ日出ヨリ日没マテノ間ニ限ルヘシ、但シ現行犯ノ場合又ハ店舗ヲ公開シ商品ヲ店頭ニ展列シタル時間ニ於テハ此ノ限ニアラス

第六条 間接官吏臨檢ヲ為スニ際シ犯則者及証人ノ陳述ヲ聴クコトヲ必要トスルトキハ之ヲ尋問スルコトヲ得

第七条 間接官吏証憑集取ノ処分ヲ為スニ由リ犯則物件ヲ発見シタルトキハ之ヲ差押ヘテ封印若ハ認印ヲ為シ、差押目録ヲ作り、市町村吏員又ハ隣佑若クハ本人ニ之ヲ預ケ其ノ預リ証ヲ徴スヘシ、若シ之ヲ間接官署若ハ間接分署ニ送致シタルトキハ其ノ領收証ヲ取置クヘシ

差押物件ヲ市町村吏員若ハ隣佑ニ預ケ又ハ間接官署若ハ間接分署ニ送致シタルトキハ其ノ差押目録ノ謄本ヲ本人ニ交付スヘシ

第八条 間接官吏ハ前条ニ記載シタル処分中何人ニ限ラス其ノ場所ニ出入スルコトヲ禁スルヲ得

第九条 間接官吏証憑集取ノ処分ヲ為シタルトキハ自ら其ノ調書ヲ作り之ヲ本人ニ読聞カセ本人ト共ニ署名捺印スヘシ、本人署名捺印セス又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ付記スヘシ

調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 本人ノ氏名・年齢・身分・職業・住所
 - 二 犯則事件発見ノ手続及日時場所
 - 三 事実ノ尋問ヲ為シタルトキハ其ノ尋問及陳述
 - 四 差押ヘタル証憑物件及種類數量並ニ本人ノ物件ニ対スル弁解
- 第二章 犯則者ノ処分

第十条 間接官吏犯則事件ノ取調ヲ終リタルトキハ処分請求書ヲ作り一切ノ書類物件ト俱ニ之ヲ管轄間接官署長又ハ分

署長ニ差出スヘシ

第十一条 関税署長又ハ分署長ハ犯則事件ノ調査及其ノ他ノ書類ヲ調査シ犯則ノ心証ヲ得タルトキハ其ノ犯則ト認ムル理由ヲ明示シ、罰金ニ該ル者ハ其ノ罰金ニ相当スル金額、没収ニ該ル者ハ没収スヘキ物品並ニ第十六条ノ費用ヲ其ノ署ニ納付スヘキ通告書ヲ作り之ヲ本人ニ送達スヘシ

前項ノ処分ハ罰金及没収品ノ価額合計三十円ヲ超エサルトキニ限り関税分署長之ヲ為シ、其ノ他ハ関税署長之ヲ為スモノトス

第十二条 犯則者前条ノ通告書ヲ受ケ通告ノ旨ヲ承諾スルトキハ七日内ニ履行スヘシ、此ノ期限ヲ過キ履行セサル者ハ関税署長若クハ分署長ヨリ管轄裁判所ニ告発スヘシ

第十三条 犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同事件ニ付刑事又ハ民事ノ訴ヲ為スコトヲ得ス

第十四条 関税官吏犯則事件ヲ覚知シタル場合ニ於テ本人ノ住所分明ナラス若クハ犯則事件禁錮又ハ拘留ニ該ルモノト認ムルトキ、又罰金若ハ税金ヲ完納スルノ資力ナキ者ト認ムルトキハ該事件ヲ管轄裁判所ニ告発スヘシ

犯則者物件ヲ遺留シテ逃走シタルトキハ関税官吏其ノ物件ヲ差押ヘテ調査ヲ作り告発ノ手続ヲ為スヘシ

第十五条 関税官吏ハ左ノ場合ニ於テハ犯則者ヲ管轄裁判所ニ引致シ其ノ事件ヲ告発スヘシ

一 犯則者逃走ノ恐アルトキ

二 証憑湮滅ノ恐アルトキ

第三章 雜則

第十六条 書類送達費及差押物件ニシテ本人ニ還付スヘキモノ、運搬保管若クハ保存ニ要スル費用ハ犯則者之ヲ負担スヘシ

第十七条 関税署長若クハ関税分署長ハ差押物件腐敗其ノ他損失ノ虞アルトキハ本人ノ承諾ヲ得テ之ノ公売シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ差押物件還付ノ申渡ヲ為シタルトキハ其ノ代金ヲ還付スヘシ

第十八条 此ノ法律ニ於テ関税官吏トハ間接国税ノ検査若クハ徴収ニ従事スル官吏ヲ謂フ

第十九条 関税官吏ハ直接ト間接トヲ問ハス没収物件又ハ差押物件ヲ買受クルコトヲ得ス

第二十条 此ノ法律ハ明治二十四年一月一日ヨリ施行ス、但シ北海道沖縄県及東京府管轄小笠原島伊豆七島ニハ当分ニ之ヲ施行セス

(法令全書)

22 明治26年4月 酒精營業税法

法律第十七号(四月二十一日) 明治二十六年四月二十日

酒精營業税法

第一条 酒精(アルコール)又ハ他物ト混和シタル酒精ヲ販売スル營業者ヲ分テ左ノ二種トス

甲種營業人

本条ノ物品ヲ製造シ又ハ買入レ之ヲ自用者ニ非サル者ニ販売スル者

乙種營業人

本条ノ物品ヲ製造シ又ハ甲種營業人ヲ經由セスシテ買入レ之ヲ自用者ニ販売スル者

第二条 本法ノ營業ヲ為サムトスル者ハ先ツ管庁ノ免許ヲ受クヘシ

第三条 營業ノ免許ヲ受クル者ハ政府ノ定ムル所ニ從ヒ保証金トシテ十円以上千円以下ヲ現金又ハ國債証券ヲ以テ供託スヘシ

第四条 本法ノ税金ヲ滯納シタルトキハ保証金ノ一部又ハ全部ヲ以テ税金ニ充ツ、仍不足スルトキハ明治二十二年法律第三十二号國稅滯納処分法ニ拠テ処分スヘシ

第五条 免許ヲ受ケタル者ハ左ノ算程ニ從ヒ營業稅ヲ納ムヘシ

甲種營業人

酒精(アルコール) 一石ニ付金二十五円ノ割合

乙種營業人

酒精(アルコール) 一石ニ付金二十五円ノ割合

營業人ヲ經由セスシテ第一条ノ物品ヲ買取リ消費スル者ハ本条ニ準シテ納稅スヘシ

第六条 營業稅ハ翌年一月三十一日限り之ヲ納ムヘシ、但シ廢業スル者ハ其ノ際營業稅ヲ納ムヘシ

前項ノ期限内ト雖モ營業稅高第三条ノ保証金高二超過スルトキハ先ツ其ノ税金ヲ納メテ後之ヲ販売スヘシ

第七条 第一条ノ物品ヲ醫藥用又ハ工業用ニ供スル者(造酒家ヲ除ク)ハ勅令ヲ以テ定ムル所ノ規定ニ從ヒ其ノ營業稅ノ免除ヲ請フコトヲ得

第八条 營業者ハ帳簿ヲ調製シ第一条ノ物品ノ出入ニ關スル事項ヲ記載スヘシ

前項ノ帳簿ハ主任官吏ノ檢定ヲ受クヘシ

第九条 主任官吏ハ正當ノ命令ニ依リ營業者ノ營業ニ關スル帳簿物品等ヲ檢査スルコトアルヘシ

第十条 無免許ニテ營業シタル者ハ其ノ現在酒精類及營業用ノ物品器械ヲ沒收シ營業稅三倍ノ罰金ニ処ス、但シ已ニ

売捌キタルモノハ其ノ代価ヲ追徵ス

第十一条 帳簿ノ記載ヲ偽リ若クハ故ラニ記載ヲ為サスシテ脱稅ヲ圖リ又ハ脱稅シタル者ハ十円以上五百円以下ノ罰金ニ処ス

第十二条 帳簿ノ調製記載ヲ怠リタル者ハ二十円以上二百円以下ノ罰金ニ処ス

第十三条 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不倫罪及滅聲、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用キス、但シ刑法第七十五条第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四条 本法ハ明治二十六年七月一日ヨリ施行ス

23 明治26年6月 酒精營業稅法施行細則

大蔵省令第十号 明治二十六年六月二日

酒精營業稅法施行細則

第一条 酒精營業ノ免許ヲ受ケントスル者ハ一箇年販売見込右邊ヲ記載シタル願書ヲ管庁ニ差出シ、營業場一箇所毎ニ免許鑑札ヲ受クヘシ

營業場ハ倉庫建物ノ棟敷ニ拘ハラズ総テ一区域ヲ以テ一箇所トス、其ノ区域外ニシテ營業物品ヲ藏置スルニ止マル場所ハ許可ヲ受ケ、營業場ノ付屬トナスコトヲ得

第二条 前条ノ願書ニハ稅法第三条ノ制限内ニ於テ一箇年販売見込高ノ税金ト同額ナル現金又ハ國債証券ノ供託受領

証ヲ添フヘシ、但シ明治二十六年勅令第五十八号第二条ノ認許ヲ受ケントスル者ハ之ヲ要セス
營業免許後販売見込石量ヲ増加セントスルトキハ其ノ都度申出テ税法第三条ノ最高額ヲ限度トシ保証金ヲ追補
スルコトヲ得

第三条 免許鑑札ヲ受クル者ハ鑑札料金二十錢ヲ納ムヘシ、第十条ノ場合ニ於テモ亦同シ

鑑札料ハ明治二十五年大蔵省令第三号ニ依リ登記印紙ヲ以テ納ムヘシ

第四条 税法第三条保証ニ充ツル国債証券ノ種類及価格ノ割合左ノ如シ

- 一 有利国債証券
- 一 大蔵省証券

国債証券ハ明治二十三年勅令第四号第三条ノ価格ニ、大蔵省証券ハ其ノ券面ノ金額ニ依ル

第五条 營業者ハ酒精營業免許ト書シタル標札ニ免許鑑札番号ヲ書載シ之ヲ戸外ニ掲出スヘシ

第六条 免許ヲ受ケタル者ハ營業開始後七日以内ニ其ノ營業場ニ使用スル諸器械容器類ノ目録並ニ地所諸建物ノ図面

ヲ所轄間税分署ニ差出スヘシ、但シ異動ヲ生シタルトキハ其ノ時々届出ツヘシ

第七条 營業者ハ税法第八条ニ基キ營業ノ種類ニ從ヒ左ノ帳簿ヲ調製シ其ノ使用前所轄間税分署ニ差出シ其ノ検定ヲ
受クヘシ

- 一 酒精製造帳又ハ買入帳
- 一 酒精売上帳
- 一 製造原料品買入及遺払帳

税法第五条第二項ニ該当スル者ハ酒精買入帳及使用帳ヲ調製スヘシ

第八条 第七条ノ帳簿及左ノ帳簿書類ハ付済又ハ受授ノ翌年ヨリ三年ヨリ少ナカラサル期間保存スヘシ

- 一 營業ニ関スル金銭物品判取帳
- 一 營業ニ関スル送状、仕切書及受取書

第九条 營業者ハ毎年其ノ販売酒精ノ石量又税法第五条第二項ニ該当スル者ハ其ノ消費高ヲ翌年一月七日限り管庁ニ
届出ツヘシ、但シ營業者廃業ノトキハ其ノ際之ヲ届出ツヘシ

税法第六条第二項ノ場合ニ於テハ販売前其ノ超過スヘキ見込石量ヲ届出ツヘシ

營業税額ハ前各項ノ届出ニ依リ地方長官之ヲ査定ス

第十条 營業場ヲ移転セントスルトキハ免許鑑札ヲ添へ管庁へ申出テ鑑札ノ書換ヲ請フヘシ

他ノ管轄地へ移転セントスルトキハ免許鑑札ヲ添へ管庁ニ申出テ添書ヲ受ケ之ヲ移転地ノ管庁ニ差出シ鑑札ノ
書換ヲ請フヘシ

鑑札ヲ遺失毀損シタルトキハ直ニ管庁ニ届出テ鑑札ノ書換又ハ再渡ヲ請フヘシ

第十一条 代替リノトキ又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ直ニ管庁ニ届出テ免許鑑札ニ変更ノ記入ヲ請フヘシ

第十二条 營業者及税法第五条第二項ニ該当スル者ニシテ酒精ヲ買入ルヘトキハ着荷後三日以内ニ所轄間税分署ニ届
出テ、左ニ掲クル書類ノ一若クハ其ノ他取引上証憑トナルヘキ書類ニ当該官吏ノ検印ヲ受クヘシ

- 一 荷物送り状
- 一 仕切書
- 一 代金領収書

第十三条 税法第五条第二項ニ該当スル者住所氏名ヲ変更シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ所轄間税分署ニ届出ツヘシ

第十四条 天災其ノ他ノ事故ニ依リ酒精ノ廃棄ニ属シタルトキハ直ニ所轄關稅分署ニ届出テ検査ヲ受クヘシ
第十五条 營業者廢棄スルトキハ管庁ニ申出テ鑑札ヲ返納スヘシ

第十六条 第十二条ニ違犯シタル者ハ二十円以上三十円以下ノ罰金ニ処シ、第五条・第六条・第八条・第九条・第十条・
第十一条・第十三条・第十四条・第十五条ニ違犯シタル者ハ一円以上一円九十五銭以下ノ科料ニ処ス

〔法令全書〕

24 明治29年3月 酒造税法

法律第二十八号(官報 三月二十八日) 明治二十九年三月二十七日

酒造税法

第一条 此ノ税法ニ於テ酒類ト称スル清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、酒精ノ六種トス

第二条 酒類ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ、其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許
ノ取消ヲ求ムヘシ

第三条 其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日マテヲ以テ一酒造年度トス

第四条 酒類ヲ製造スル者ニハ其ノ造石数ニ応シ左ノ割合ニ從ヒ造石税ヲ課ス

- 第一種 清酒清酒 一石 金七円
- 第二種 濁酒濁酒 一石 金六円
- 第三種 味淋味淋 一石 金八円

但シ当分ノ内北海道ニ於テハ渡島國一円、後志國ノ内八郡渡島郡、檜山郡、磯谷郡、鹿部郡、赤松郡、大島郡、大島郡、大島郡、膽振國ノ内一郡山越
郡ヲ除ク外各種一石ニ付金一円ヲ減ス

第五条 新ニ清酒製造ノ免許ヲ受クル者ハ造石高百石以上ニ非サレハ許可セス

第六条 造石税ノ納期ヲ分テ左ノ四期トス

- 第一期 七月一日ヨリ同十五日限
- 前年十月一日ヨリ其ノ年四月三十日マテ査定石数ニ係ル稅額四分ノ一
- 第二期 九月一日ヨリ同十五日限
- 同上
- 第三期 翌年一月一日ヨリ同十五日限
- 同上及其ノ年五月一日ヨリ九月三十日マテ査定石数ニ係ル稅額二分ノ一
- 第四期 翌年三月一日ヨリ同十五日限
- 前納額ノ残數

第七条 政府ハ酒類ヲ製造スル者脫稅又ハ通稅ヲ課ルノ所為アリト認ムルトキハ前条ノ納期ニ拘ラス造石税ノ全部又
ハ一部ヲ徴收スルコトヲ得

第八条 酒類ノ造石数ハ製成ノ時之ヲ査定ス

酒類ノ造石数ヲ査定スルハ容器ノ容量ニ依ル、但シ清酒ニ限り命令ノ定ムル所ニ依リ査定石数百分二以内ノ滓
引減算ヲ控除スルコトヲ得

犯則其ノ他ノ事故ニ依リ前各項ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ酒類又ハ証憑物件ニ就キ之ヲ査定ス

第九条 粕澆シタル酒類ハ粕澆ニ依リ増加シタル分ノミニ就キ其ノ造石数ヲ査定ス

第十条 酒類ヲ製造スル者ノ製造ニ係ル醗ハ左ノ場合ニ於テハ濁酒ヲ製成シタルモノトシテ其ノ造石数ヲ査定ス

一 他人ニ譲渡ストキ

二 公売セラルハトキ

三 飲料ニ供シ又ハ酒類製造用ノ外ニ供スルトキ

第十一条 酒類ヲ製造スル者既ニ査定ヲ受ケタル酒類ノ造石数ニ對シテハ特ニ法律ヲ以テ定ムル場合ノ外其ノ造石税ヲ免ルハコトヲ得ス

第十二条 左ノ酒類ニ係ル未納ノ造石税ハ之ヲ免除スルコトヲ得、但シ製造場外ニ移出シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 災害ニ罹リ酒類ノ廃棄ニ屬シタルモノ

二 酒類ノ腐敗シテ廃棄ニ屬シタルモノ

三 腐敗シタル酒類ニシテ蒸溜酒ノ製造ニ供スルモノ

四 容器ノ損傷ニ依リ酒類ノ亡失シタルモノ

第十三条 酒類ヲ製造スル者ハ納税保証トシテ造石税半額ニ相当スル保証物ヲ供スヘシ、保障物ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四条 左ノ場合ニ於テハ保証物ヲ免除ス

一 相当ノ納税保証人ヲ供シタルトキ

二 納税保証トシテ造石税額ニ相当スル酒類ヲ保存スルトキ

三 造石税ヲ前納シタルトキ

第十五条 酒類ヲ製造スル者税金ヲ納メサルトキハ政府ハ納税保証ニ供シタル保証物及保存ノ義務ヲ有スル酒類ヲ公売シテ造石税金ヲ徴収スヘシ、但シ仍滞納アルトキハ滞納処分ノ執行ヲ妨ケス

第十六条 納税保証人ハ酒類ヲ製造スル者造石税ヲ完納スル能ハサルトキハ納税者トシテ其ノ義務ヲ負担スルモノトス

第十七条 酒類ヲ製造スル者納税保証トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類ハ之ヲ他人ニ譲渡シ、質入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十八条 酒類ヲ製造スル者ハ造石数査定前ニ於テ其ノ酒類ヲ他人ニ譲渡シ、質入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十九条 収税官吏ハ命令ノ規程ニ依リ酒類ノ製造出入ニ関スル一切ノ帳簿書類及酒類製造上必要ナル建築物、材料、器械其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

第二十条 酒類ヲ製造セサル者酒母又ハ醗ヲ製造セムトスルトキハ政府ノ免許ヲ受ケ酒類ヲ製造スル者ト等シク其ノ検査監督ヲ受クヘシ

第二十一条 酒類ヲ製造セサル者其ノ製造ニ係ル醗ヲ飲料ニ供シ又ハ飲料トシテ譲渡シタルトキハ濁酒ヲ製造スル者トシ其ノ製造ニ係ル造石数ノ造石税ヲ課ス

第二十二条 免許ヲ受ケスシテ酒類、酒類製造用ノ為酒母若ハ醗ヲ製造シ、又ハ他人ヨリ譲受ケタル酒母若クハ醗ヲ以テ酒類ヲ製造シタル者ハ五十円以上五百円以下ノ罰金ニ処ス

酒母ヲ以テ醗、濁酒、白酒、焼酎ノ一種又ハ數種ヲ通シテ三石以下ヲ製造シタル者ハ三十円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス、但シ本項前段ノ場合ニ於テ酒母ノ量數不明ナルモ其ノ製造シタル醗若クハ酒類ノ量數一種若クハ數種

ヲ通シテ三石以下ナルトキハ仍本項ニ依ル

第二十三項 酒類ヲ製造セサル者免許ヲ受ケズシテ酒母又ハ醪ヲ製造シタルトキハ十元以上百元以下ノ罰金ニ処ス

第二十四項 酒類ヲ製造スル者詐偽其ノ他不正ノ所為ヲ以テ造石數ノ査定ヲ免カレ又ハ免カレムトシタルトキハ、其ノ石數ノ造石税三倍ニ相当スル罰金若クハ科料ニ処ス

第二十五項 酒類ヲ製造スル者故意ニ事故ヲ作シ又ハ詐術ヲ構ヘ造石税ノ免除ヲ得又ハ得ムトシタルトキハ、其ノ石數ノ造石税三倍ニ相当スル罰金若クハ科料ニ処ス

第二十六條 納税保証トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類ヲ他人ニ譲渡シタル者滞納処分ヲ受クルモ仍税金ヲ完納スルト能ハサルトキハ、其ノ不足造石税ノ三倍ニ相当スル罰金若クハ科料ニ処ス

第二十七條 酒類製造用ト否トヲ問ハス其ノ製造シタル酒母又ハ醪ノ検査ヲ受ケサル者八十元以上三百元以下ノ罰金ニ処ス

第二十八條 酒類ヲ製造スル者第十七條又ハ第十八條ノ禁令ヲ犯シタルトキハ五十元以上五十元以下ノ罰金ニ処ス

第二十九條 酒類ヲ製造スル者酒類ノ製造出入ニ関シ帳簿ノ記載又ハ事実ノ申告ヲ詐リタル者ハ三十元以上三百元以下ノ罰金ニ処シ、帳簿ノ記載ヲ怠リタル者ハ五十元以上一百九十五元以下ノ科料ニ処ス

第三十條 酒類ヲ製造スル者收税官吏ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタルトキハ三十元以上三百元以下ノ罰金ニ処ス、其ノ刑法ニ正条アルモノハ刑法ニ依ル

第三十一條 此ノ税法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不罰罪及減軽、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用キス、但シ刑法第七十五條第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條 酒類ヲ製造スル者ノ代理人、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ関シ此ノ税法ヲ犯

シタルトキハ製造主ハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ此ノ税法ノ処罰ヲ免ルコトヲ得ス

第三十三條 第二十九條乃至第三十二條ハ酒類ヲ製造セサル者ニシテ酒母又ハ醪ヲ製造スル者ニモ適用ス

第三十四條 酒類ヲ製造シタル者ハ其ノ製造ヲ廃止スルモ造石税完納前ニアリテハ、總テ此ノ税法ノ規程ニ從フモノトス

第三十五條 府県及市町村ハ此ノ税法ニ依リ造石税ヲ課スル酒類ニ對シ特令アルモノヲ除キ、府県税若ハ地方税及市町村税町村費ヲ課スルコトヲ得ス

附則

第三十六條 神社ニ於テ古例ニ依リ明治十三年以前ヨリ引続酒類ヲ製造スルトキハ一年ノ製造石數一石以下ノ場合ニ限り總テ無税トス

第三十七條 此ノ税法ハ明治二十九年十月一日ヨリ施行ス、明治十三年布告第四十號・同年布告第四十一號・同十六年布告第四十二號及同二十二年法律第二十四號ハ此ノ税法施行ノ日ヨリ廢止ス

明治二十九年九月三十日前検査済石數ニ係ル造石税ニ關シテハ仍明治十三年布告第四十號ニ依ル
第三十八條 沖繩県、東京府管下小笠原島伊豆七島ニハ當分此ノ税法ヲ施行セス

〔法令全書〕

勅令第二百八十七号(官報 八月十八日) 明治二十九年八月十七日

酒造税法施行規則

第一条 酒類ヲ製造セムトスル者ハ其ノ酒類製造場及製造スヘキ酒類ヲ定メ其ノ居所氏名ヲ記シ地方長官ニ申請シ其ノ免許ヲ受クヘシ、但シ商事会社ヲ組織シテ酒類ヲ製造セムトスル者ハ合名会社合資会社ニ在テハ其ノ契約書謄本ヲ添ヘ社員ヨリ、株式会社ニ在テハ發起認可書ノ謄本及仮定款謄本ヲ添ヘ發起人ヨリ申請スヘシ
酒類ノ製造場ヲ移転セムトスルトキ又ハ製造スヘキ酒類ヲ変更セムトスルトキハ地方長官ニ申請シ其ノ免許ヲ受クヘシ

第二条 酒類ノ製造場ハ敷地ノ連続スルト否トヲ問ハズ総テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第三条 酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ製造場毎ニ地所建物ノ詳細ナル図面並ニ酒造用容器、器具、器械ノ目録ヲ調製シ、事業着手前ニ地方長官ニ提出スヘシ

前項ノ容器、器具、器械ヲ修理シ又ハ前項ノ図面目録ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ、酒類製造主ノ居所氏名ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第四条 酒類製造主ヨリ前条第一項ノ目録ヲ提出シ又ハ同第二項ノ申告ヲ為シタルトキハ地方長官ハ其ノ容器、器具、器械ノ検定ヲ為スヘシ、其ノ検定後ニアラサレハ酒類製造主ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五条 酒類製造主ハ毎酒造年度ニ於テ製造スヘキ毎酒類ノ見込造石数、製造着手ノ時期、製造方法及其ノ仕込数ヲ記載シ其ノ酒造年度開始前ニ地方長官ニ申告スヘシ

前項ニ依リ申告シタル事項ヲ変更セムトスルトキハ其ノ都度申告スヘシ、但シ製造方法ノ変更ニ係ルモノハ承認ヲ受クヘシ

第六条 酒類製造主ノ相続人ニ於テ其ノ製造事業ヲ繼續セムトスルトキハ其ノ旨地方長官ニ申出製造繼續ノ免許ヲ受クヘシ

相続ノ場合ヲ除ク外酒類製造ノ事業ヲ引継カムトスル者ハ總テ第一条ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ受クヘシ、此ノ場合ニ於テハ前製造主ハ酒造税法第二条ニ依リ其ノ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第七条 酒類ノ造石税ハ其ノ製造場所在ノ地方ニ於テ之ヲ徴収ス

第八条 酒類ノ造石数ハ容器ノ容量ニ依リ一容器毎ニ其ノ現在スル酒類ノ総量ニ就キ之ヲ査定スヘシ

第九条 清酒ノ造石数ヲ査定スルトキハ其ノ石数ヨリ百分ノ二ヲ滓引減量トシテ控除スヘシ、但シ犯則ニ係ル清酒ハ滓引減量ヲ控除スルノ限ニ在ラス

第十条 酒類製造主自己ノ製造シタル酒類若ハ製造場外ヨリ移入シタル醗又ハ酒類ヲ以テ酒類ヲ製造シタルトキハ其ノ製成酒類ノ総石数ニ就キ造石数ヲ査定スヘシ

第十一条 酒造原料用ノ為メ酒類ヲ製造スルトキハ其ノ成功ノ時之ヲ検査スヘシ、酒造用原料品トシテ酒類ヲ製造場内ニ移入シタルトキ亦同シ

収税官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ前項酒類ニ封緘ヲ付スルコトヲ得

第十二条 酒造原料用品トシタル酒類ヲ他人ニ譲渡シ、質入シ、消費スルトキ若クハ公売セラルトキ又ハ製造場外ニ移出スルトキハ其ノ造石数ヲ査定スヘシ、但シ他ヨリ譲受シタルモノニ係ルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三条 酒類製造主酒類ヲ粕糞セムトスルトキハ着手前ニ其ノ数量時期等ヲ地方長官ニ申告スヘシ

第十四条 酒類製造主酒類ノ粕瀝ヲ為シタルトキ其ノ原酒類ノ石数ヲ確証スル能ハサル場合ニ於テハ其ノ総石数ニ就キ造石数ヲ査定スヘシ

第十五条 酒滓、酒粕、蒸溜粕ヲ使用シテ製造スル酒類ハ割水其ノ他如何ナル名称ヲ付スルモ總テ其ノ造石数ヲ査定スヘシ

第十六条 酒類製造主其ノ製造用ニ供スル醗ヲ他人ニ譲渡シ若クハ飲料ニ供シ又ハ酒類製造用ノ外ニ供セムトスルトキハ其ノ旨直ニ地方長官ニ申報スヘシ

第十七条 酒母、醗又ハ原料用酒類ノ廢棄、亡失若クハ腐敗シタルトキハ酒類製造主ハ其ノ旨直ニ地方長官ニ申告スヘシ

第十八条 酒造税法第十二条ニ依リ未納造石税ノ免除ヲ請ハムトスル者ハ其ノ事實ノ生シタルトキ直ニ地方長官ニ申請スヘシ

第十九条 前条ノ申請ヲ受ケタルトキハ地方長官ハ其ノ事實ヲ調査シ其ノ廢棄若クハ亡失ヲ認ムルトキ又ハ腐敗ノ為メ使用ノ途ナキヲ認ムルトキハ未納税金ノ免除処分ヲ為スヘシ

腐敗酒ヲ以テ蒸溜酒ノ製造用ニ供スムトスルモノハ未納税金ノ免除処分ヲ為シ其ノ酒類ハ燒酎又ハ酒精ノ原料品ノ取扱ヲ為スヘシ

第二十条 地方長官酒類ノ造石数ヲ査定シタルトキハ其ノ際酒類製造主ヲシテ酒造税法第十三条ニ依リ保証物ヲ提供セシムヘシ、但シ酒類製造主ハ見込造石数ニ依リ予メ保証物ノ提供ヲ申請スルコトヲ得

酒類製造主保証物ノ免除ヲ請ハムトスルトキハ酒造税法第十四条ノ一方法又ハ數方法ヲ選ミ之ヲ申請スヘシ

第二十一条 保証物ノ種類ハ左ニ掲クルモノニ限ル

一 金銭

二 利付国債証券地方債証券

三 政府ノ保証又ハ監視ヲ受クル株式会社ノ株券又ハ債券

四 土地

五 酒類製造場内ノ建物、但シ火災保險ニ付シタルモノニ限ル

第二十二条 保証物ノ保証価格ヲ定ムルハ有価証券ハ市場ニ於ケル前月ノ平均価格、土地ハ土地台帳ニ登記シタル地価、建物ハ被保險額ニ依ル

第二十三条 酒類製造主保証物ヲ提供スルトキハ金銭有価証券ハ之ヲ供託シ供託受領証ヲ地方長官ニ提出シ、土地建物ハ書入ノ登記ヲ為スヘシ、第三者ニ於テ酒類製造主ノ為メ保証物ヲ提供スルトキ亦同シ

第二十四条 保証物トシテ提供シタル証券債券ノ消却ヲ受クルニ至リタルトキ若クハ建物ノ壞倒亡失シタルトキ又ハ保險契約ノ消滅シタルトキハ又ハ保險契約ノ消滅シタルトキハ、酒類製造主ハ地方長官ノ指定期限内ニ更ニ保証物ヲ提供スヘシ、但シ建物ニ対スル保險金ヲ受領シタルトキハ其ノ保險金ヲ保証物トシテ供託スヘシ

第二十五条 酒造税法第十三条ノ保証物ヲ提供セサルトキハ收稅官吏ハ製造酒類ニ封緘ヲ付シ之ヲ譲渡シ、廢入シ、消費シ、又ハ製造場外ニ移出スルヲ停止スルコトヲ得

第二十六条 納稅保証人ハ地方長官ニ於テ納稅保証ニ堪フル資力アリト認ムル者ニ限ル

第二十七条 地方長官ハ納稅保証人ノ資力納稅保証ニ堪ヘサルニ至リタリト認ムルトキハ之ヲ交換セシムルコトヲ得

第二十八条 收稅官吏ハ納稅保証トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類ニ封緘ヲ付スルコトヲ得

第二十九条 地方長官ハ納稅保証トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類納稅保証ニ適セサルニ至リタリト認ムルトキハ之ヲ

交換セシムルコトヲ得

第三十条

酒類製造主ハ地方長官ニ申出保証物、納税保証人又ハ保存ノ義務ヲ有スル酒類ノ交換ヲ求ムルコトヲ得

第三十一条

酒類製造主税金ヲ納メサルトキハ納税保証人ニ通知シ其ノ税金ヲ納メシメ又ハ滞納処分ノ手續ニ依リ其ノ保証物又ハ保存ノ義務ヲ有スル酒類ヲ公充スヘシ

酒類製造主ニ対シ滞納処分ヲ行フヘシ

前項滞納処分ノ後尚ホ税金ニ不足アルトキハ保証人ニ対シ滞納処分ヲ行フヘシ

第三十二条 同一製造場内ニ於テ清酒並ニ濁酒ヲ製造セムトスル者ハ其ノ醸造装置ニ供スル場所ヲ酒類別ニ特定シ、

地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第三十三条 地方長官容器、器具、器械ノ検定ヲ為シタルトキハ之ニ其ノ番号容量其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ烙印スルコトヲ得

第三十四条

収税官吏ハ隨時酒類製造場ニ就キ酒類、酒造用原料品、器具、器械、容器、帳簿又ハ書類ヲ検査スヘシ

第三十五条 収税官吏ハ搾器械、蒸溜器械ノ使用停止中ニ封緘ヲ付スヘシ、但シ修理其ノ他必要ノ事故アルトキハ之ヲ解除スルコトヲ得

収税官吏ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ原料用酒類ニ封緘ヲ付スルコトヲ得

第三十六条 自己ノ所有ト否トヲ問ハス容器、器具、器械及酒造用原料品ハ収税官吏ノ承認ヲ受クルニアラサレハ酒類製造中ハ之ヲ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第三十七条 酒造用原料品中酒母又ハ醪ノ検査ハ熟成ノ時ニ於テ之ヲ行フ、但シ其ノ熟成シタル酒母又ハ醪ヲ製造場

内ニ移出シタルトキハ其ノ移入ノ時ニ於テスヘシ

酒母、醪以外ノ原料品ハ其ノ使用前便宜ノヲ検査スヘシ、其ノ検査後ニアラサレハ酒類製造主ハ之ヲ使用スル

コトヲ得ス

第三十八条 酒類製造主ハ製造方法ノ異ナル毎ニ並ニ一仕込毎ニ酒母及醪ニ記号ヲ付シテ之ヲ区分シ、収税官吏ノ承認ヲ受クルニアラサレハ彼此混淆スルコトヲ得ス

第三十九条 酒類製造主左ニ掲クル事項ヲ行ハムトスルトキハ収税官吏ノ承認ヲ受クヘシ

一 熟成シタル酒母ヲ醪ニ仕込ムコト

二 熟成シタル醪ヲ酒母ニ代用シ添掛ヲ為スコト

三 酒母、醪又ハ原料用酒類ノ容器ヲ交換スルコト

四 仕込済ノ醪ニ水ヲ混和スルコト

五 原料用酒類ノ用途ヲ変更スルコト

六 醸出前ニ於ケル自己製造ノ酒類ニ買入酒類ヲ混和シ又ハ割水ヲ為スコト

第四十条 酒類製造場外ヨリ酒類製造場内ニ酒母、醪又ハ酒類ヲ移入シタルトキハ其ノ旨直ニ地方長官ニ申告スヘシ

第四十一条 二仕込以上ノ醪ヲ合併シテ清酒ヲ搾揚ケムトスルトキハ収税官吏ノ承認ヲ受クヘシ

但シ七仕込以上ノ醪ハ之ヲ合併スルコトヲ得ス

第四十二条 酒粕ハ其ノ搾揚ケタル酒類ノ造石数査定ノ時之ヲ検査スヘシ

酒類製造主ハ前項検査後ニアラサレハ酒粕ヲ製造場外ニ移出シ又ハ使用シ若ハ他ノ酒粕ト混合スルコトヲ得ス

第四十三條 酒類製造主ハ酒造用原料品及酒粕ノ受私、酒母及醪ノ仕込、焼酎又ハ酒精ノ造り込、酒類ノ蔵出、受私、増減ニ関シ詳細明瞭ニ其ノ事実ヲ帳簿ニ記載スヘシ、但シ他ノ法律命令又ハ商業上ノ慣例ニ依リ設備スル帳簿ニシテ、本文ノ事項ヲ明ニスルモノアルトキハ此ノ限ニ在ラス

附則

第四十四條 酒造税法施行前ニ於テ明治十三年布告第四十号ニ依リ酒造營業ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ尚ホ引続キ酒造税法第二条ノ免許ヲ受ケムトス者ハ、明治二十九年九月三十日迄ニ第三条ノ図面、目錄ヲ添ヘ、其ノ旨地方官ニ申請スヘシ

第四十五條 酒造税法第三十六條ニ該当スル者ハ明治十三年以前ヨリ引続キ酒類ヲ製造スルコトノ事実ヲ具シ、地方官ニ免許ヲ申請スヘシ

(法令全書)

26 明治29年3月 自家用酒税法

法律第二十九号(官報 三月二十八日) 明治二十九年三月二十七日

自家用酒税法

第一条 濁酒、白酒、焼酎ニ限り自家用トシテ製造セムトスル者此ノ税法ニ依リ製造免許ヲ出願スルトキハ政府ハ特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二条 自家用酒ノ製造免許ハ一家一人ニ限ル、其ノ造石數ハ各酒類ヲ合セテ一酒造年度間(其ノ年十月ヨリ翌年九月マデ)ニ二石以下

トス、但シ直接国税ヲ納メサル者及其ノ納額五円未満ノ者ハ其ノ造石數一石ヲ超ユルコトヲ得ス

第三条 自家用酒ノ製造ヲナス者ニハ毎年度左ノ製造税ヲ課ス

一 前条但書ニ該当スル者

金二円

二 直接国税五円以上十円未満ノ者

一石迄

金三円

二石迄

金八円

第四条 製造税ハ之ヲ二分シ其ノ年十月及翌年四月ヲ以テ納期トス、但シ納期後ニ免許ヲ受クルトキハ即納トス

第五条 左ニ掲クル者及其ノ家族、同居者、同居ノ雇人ハ自家用酒製造ノ免許ヲ請フコトヲ得ス

一 直接国税十円以上ヲ納ムル者

二 酒類製造營業人及酒類販売人

三 醬油製造營業人及醬油販売人

四 酒母又ハ醪製造人及酒母販売人

五 酢製造營業人及酢販売人

六 料理店、飲食店、旅人宿營業者

自家用酒製造ノ免許ヲ得タル者前各号ノ一二該当スルニ至ルトキハ其ノ免許ノ効力ヲ失フモノトス

第六条 自家用酒ハ製造ノ免許ヲ受ケタル者ノ各自ノ居宅城内ニ限り之ヲ製造スルコトヲ得

第七条 收税官吏ハ自家用酒製造者ニ就キ検査ヲ為スコトヲ得

第八条 自家用酒製造者其ノ製造シタル酒類ヲ販売シ又ハ其ノ居宅城外ニ於テ自家用酒ヲ製造シタルトキハ五円以上

五十円以下ノ罰金ニ処ス

第九条 自家用酒製造者免許制限ヲ超過シテ酒類ヲ製造シタルトキハ三十円以上三十円以下ノ罰金ニ処シ、仍其ノ超過石数ニ対シ酒造税法第四条ノ造石税ヲ課ス

前項ノ造石税ハ即時之ヲ徴収ス

第十条 自家用酒製造者元用トシテ清酒、味淋、酒精ヲ製造スルコトヲ得ス、犯ス者ハ酒造税法ニ依リ処分ス

第十一条 第七条ノ検査ニ関シテハ酒造税法第三十条ヲ適用ス

第十二条 此ノ税法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減軽、再犯加重、数罪俱発ノ例ヲ用ユス

第十三条 自家用酒製造者ノ家族、雇入、同居者ニシテ其ノ製造ニ関シ此ノ税法ヲ犯シタルトキハ製造主ハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ此ノ税法ノ処罰ヲ免ルコトヲ得ス

附則

第十四条 此ノ税法ハ明治二十九年十月二日ヨリ施行ス、但シ明治十九年勅令第六十号ハ此ノ税法施行ノ日ヨリ廃止ス

第十五条 沖縄県、東京府管下小笠原島伊豆七島ニハ当分此ノ税法ヲ施行セス

〔法令全書〕

27 明治29年8月 自家用酒税法施行規則

勅令第二百八十九号（官報 八月十八日） 明治二十九年八月十七日

自家用酒税法施行規則

第一条 自家用酒税法第一条ニ依リ自家用トシテ酒類ノ製造免許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ居所氏名及製造スヘキ酒類並ニ左ノ種別ヲ記シ地方長官ニ申請スヘシ

第一種 造石数二石未満

第二種 造石数一石未満

前項申請書ニハ其ノ製造時期及酒類ノ製造方法ニ関スル事項ヲ付記スヘシ、付記事項ヲ変更シタルトキハ其ノ際申告スヘシ

第二条 免許ヲ受ケタル酒類又ハ第一条ノ種別ヲ変更セムトスルトキハ更ニ第一条ノ申請書ヲ地方長官ニ差出スヘシ、但シ一酒造年度中ニ於テハ免許酒類又ハ種別ノ変更ヲ許可セス

第三条 自家用酒製造者其ノ居所氏名ヲ変更シタルトキハ直ニ地方長官ニ申告スヘシ

第四条 自家用酒ノ製造ヲ廃止セムトスルトキハ其ノ旨地方長官ニ申告シ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

自家用酒製造者死亡若クハ失踪シタルトキハ相続人又ハ其ノ他ノ者ヨリ其ノ旨地方長官ニ申告スヘシ

第五条 此ノ規則ニ依リ地方長官ニ提出スヘキ書類ハ所轄市町村長（特別市制施行スル市ニ於テハ市長、市制町村制ヲ施行セザル地方ニ於テハ区長又ハ之ニ準スヘキ者）ヲ經由スヘシ

〔法令全書〕

法律第三十号(官報 三月二十八日) 明治二十九年三月二十七日

混成酒税法

第一条 此ノ税法ニ於テ混成酒ヲ称スルハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一 酒精ト他ノ物品トヲ混和シテ一種ノ飲料酒類トナシタルモノ
- 二 二種以上ノ飲料酒類ヲ混和シテ一種ノ飲料酒類トナシタルモノ
- 三 一種又ハ二種以上ノ飲料酒類ト他ノ物品ヲ混和シテ一種ノ飲料酒類トナシタルモノ
- 四 飲料酒類ニ酒精若ハ烧酎ト水ヲ混和シタルモノ

第二条 混成酒ヲ製造スル者ニハ其ノ造石数一石ニ付金六円ノ割合ヲ以テ造石税ヲ課ス

混成酒元用トシテ酒造税法ニ掲クル酒類ヲ製造スル者ニハ該税法ノ造石税ヲ課ス

第三条 第一条第四号ノ混成酒ヲ製造スルモ別種ノ飲料トナラス、単ニ酒造税法ノ酒類ノ造石数ヲ増加スルニ止ルモノハ其ノ増加石数ノミニ課税ス

第四条 造石税ノ納期ヲ左ノ二期トス、但シ廃業シタル者ハ即納トス

第一期 其ノ年七月一日ヨリ同三十一日限

一月一日ヨリ六月三十日迄査定石数ニ係ル税額

第二期 翌年一月一日ヨリ同三十一日限

七月一日ヨリ十二月三十一日迄査定済石数ニ係ル税額

29 明治29年8月 混成酒税法施行規則

勅令第二百八十八号(官報 八月十八日) 明治二十九年八月十七日

混成酒税法施行規則

第一条 混成酒ヲ製造スル者ハ毎年十二月三十一日迄三其ノ翌年中ニ製造スヘキ混成酒ノ酒類、石数及製造方法ヲ地方長官ニ申告スヘシ

前項申告シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ

第五条 混成酒ヲ製造スル者ハ收税官吏ノ認許ヲ受クルニ非サレハ其ノ製造シタル酒類ヲ販売シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第六条 第五条ヲ犯シタル者ハ五百円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

第七条 酒造税法第二条、第七条、第八条、第十一条、第十二条、第十八条、第十九条、第二十二條第一項、第二十四條、第二十五条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十六条ハ混成酒ノ製造ニ適用ス

二適用ス

附則

第八条 此ノ税法ハ明治二十九年十月一日ヨリ施行ス

第九条 沖繩県、東京府管下小笠原島伊豆七島ニハ当分此ノ税法ヲ施行セズ

(法令全書)

第二条 地方長官ハ混成酒製造高ノ多少ニ從ヒ毎月一回以上時日ヲ定メ予メ其ノ期間ノ混成酒製造高ヲ申告セシムヘシ

第三条 混成酒ノ製造用ニ供スル酒精又ハ飲料酒類ハ他ヨリ其ノ製造場ニ移入スルモノハ移入ノ時、其ノ製造場ニ在ルモノハ原料品卜定メタルトキ地方長官ニ申告スヘシ

前項ノ申告アリタルトキハ收税官吏ハ其ノ酒精又ハ飲料酒類ヲ検査シ必要ト認ムヘキ場合ニハ封緘ヲ付スルコトヲ得

第四条 混成酒ノ原料ニ供スル酒精又ハ飲料酒類ハ前条ノ検査ヲ受ケ且收税官吏ノ承認ヲ受ケタル後ニアラサレハ使スルコトヲ得ス

第五条 混成酒ノ製造スル者酒造税法ノ酒類其ノ飲料酒類ヲ製造場ニ移入シタルトキハ混成酒製造用ニアラサルモ、其ノ旨直ニ地方長官ニ申告スヘシ

第六条 酒造税法施行規則第一条・第二条・第三条・第四条・第六条・第七条・第八条・第十九条・第三十三条・第三十四条・第三十五条・第三十六条・第三十七条第二項・第四十三条ノ規程ハ混成酒ヲ製造スル者ニモ適用ス

附則

第七条 明治二十九年十月一日以降同年十二月三十一日迄ノ間ニ混成酒ヲ製造セムトスル者ハ第一条ノ規程ニ準シ同年九月三十日迄ニ地方長官ニ申告スヘシ

(法令全書)

30 明治33年3月 間接国税犯則者処分法

法律第六十七号(官報 三月十七日) 明治三十三年三月十六日

間接国税犯則者処分法

第一条 間接国税ニ関スル犯則アルトキハ收税官吏ハ犯則事実ヲ証明スヘキ物件、帳簿、書類等ノ差押ヲ為スコトヲ得

第二条 收税官吏ハ犯則事実ヲ証明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ藏匿スト認ムル場所ニ臨檢シ搜索ヲ為スコトヲ得

第三条 收税官吏ハ犯則事件ヲ調査スル為必要ト認ムルトキハ犯則嫌疑者、参考人ヲ尋問スルコトヲ得

第四条 收税官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ為ストキハ其ノ身分ヲ証明スヘキ証票ヲ携帯スヘシ

第五条 收税官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ為スニ当リ必要ナルトキハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第六条 收税官吏搜索ヲ為ストキハ搜索スヘキ家宅、倉庫、船車、其ノ他ノ場所ノ所有主、借主、管理者、事務員又ハ同居ノ親族、雇人、隣佑ニシテ成年ニ達シタル者ヲシテ立会ハシムヘシ

前項ニ掲クル者其ノ地ニ在ラサルトキ又ハ立会ヲ拒ミタルトキハ其ノ地ノ警察官吏又ハ市町村吏員ヲシテ立会ハシムヘシ

第七条 收税官吏犯則事実ヲ証明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキハ其ノ差押目録ヲ作ルヘシ、但シ所有者ハ其ノ差押目録ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得

差押物件ハ便宜ニ依リ保管証ヲ徴シ所有者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルコトヲ得、差押物件ノ保管証ニ関シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

差押物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ稅務管理局長ハ之ヲ公売ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

第八条 收稅官吏ハ日没ヨリ日出マテノ間臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得ス、但シ現行犯ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九条 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ為ス間ハ何人ニ限ラス許可ヲ得スシテ其ノ場所ニ出入スルヲ禁スルコトヲ得

第十条 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ為シタルトキハ其ノ顛末ヲ記載シ立会人又ハ尋問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名捺印スヘシ、立会人又ハ尋問ヲ受ケタル者署名捺印セス又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ付記スヘシ

第十一条 犯則事件ノ証憑集取ハ事件発見地ノ收稅官吏之ヲ為ス、同一犯則事件ニ付數稅務署管轄区域内ニ於テ発見セラレタルトキハ、各発見地ニ於テ集取セラレタル証憑ハ之ヲ最初ノ発見地ノ收稅官吏ニ引繼クヘシ

第十二条 收稅官吏前各条ニ依リ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ為スハ其ノ所屬稅務署ノ管轄区域内ニ限ル、但シ既ニ着手シタル犯則事件ニ關聯シ他ノ稅務署ノ管轄区域ニ於テ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ為スヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

稅務署長ハ其ノ管轄区域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得

第十三条 收稅官吏犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ稅務管理局長ニ報告スヘシ、但シ左ノ場合ニ於テハ直ニ告發スヘシ

一 犯則嫌疑者ノ居所分明ナラサルトキ

二 犯則嫌疑者逃走ノ虞アルトキ

三 証憑埋滅ノ虞アルトキ

第十四条 稅務管理局長ハ犯則事件ノ調査ニ依リ犯則ノ心証ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相当スル金額、沒收品ニ該当スル物品、徴收金ニ相当スル金額及書類送達並ニ差押物件ノ運搬、保管ニ要シタル費用ヲ指定ノ場所ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ、但シ犯則者通告ノ旨ヲ履行ニスル資力ナシト認ムルトキハ直ニ告發スヘシ

第十五条 第十四条ノ通告アリタルトキハ公訴ノ時効ヲ中断ス

第十六条 犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ付訴ヲ受クルコトナシ

第十七条 犯則者通告ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ之ヲ履行セサルトキハ稅務管理局長ハ告發ノ手續ヲ為スヘシ、但シ七日ヲ過クルモ告發前ニ履行シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八条 犯則事件ヲ告發シタル場合ニ於テ差押物件アルトキハ差押目録ト共ニ裁判所ニ引繼クヘシ
前項ノ差押物件所有者又ハ市町村ノ保管ニ係ルトキハ保管証ヲ以テ引繼ヲ為シ、差押物件引繼ノ旨ヲ保管者ニ通知スヘシ

第十九条 稅務管理局長犯則事件ヲ調査シ犯則ノ心証ヲ得サルトキハ其ノ旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知シ、物件ノ差押アルトキハ之ヲ解除ヲ命スヘシ

第二十条 本法ニ於テ間接國稅ト稱スルハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十一条 本法中市町村吏員又ハ市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノニ適用ス

31 明治33年3月 間接国税犯則者処分法施行規則

勅令第五十二号(官報 三月二十三日) 明治三十三年三月二十二日

間接国税犯則者処分法施行規則

第一条 間接国税犯則者処分法ニ於テ間接国税ト称スルハ左ノ国税トス

- 一 酒造税
- 二 混成酒税
- 三 沖繩県酒類出港税
- 四 醬油税(自家用醬油税トモ)
- 五 壳薬印紙税
- 六 印紙税

第二条 収税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ所有者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルトキハ之ニ封印ヲ為シ、若クハ其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ

第三条 差押目録ニハ物件ノ品名、数量、帳簿、書類ノ名称、箇數、差押ノ場所及時、所持者ノ住所又ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ

第四条 収税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ之ヲ管庁又ハ市町村ニ送致スルトキハ差押目録ノ謄本ヲ其ノ所持者ニ交付スヘシ

第五条 収税官吏市町村ヲシテ差押物件ノ保管ヲ為サシムルトキハ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第六条 稅務管理局長間接国税犯則者処分法第七条ニ依リ差押物件ヲ公売スルトキハ物件ノ品名、數量、公売ノ事由、

公売ノ場所及時、其ノ他必要ノ事項ヲ公告スヘシ

第七条 稅務管理局長間接国税犯則者処分法第七条ニ依リ差押物件ノ公売代金ヲ供託シタルトキハ其ノ金額ト共ニ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第八条 収税官吏臨検、搜索、尋問又ハ差押ヲ為シタルトキ調製スル類末書ニハ臨検、搜索、尋問又ハ差押ノ事實、場所及時並ニ供述ノ要領ヲ記載スヘシ

第九条 間接国税犯則者処分法第十四条ノ通告ハ通告書ヲ送達シテ之ヲ為スヘシ

第十条 通告書ノ送達ハ使丁ニ依リテ之ヲ為シ其ノ受領証ヲ徴スヘシ、但シ配達証明郵便ヲ以テ送達ヲ為スコトヲ得

第十一条 稅務管理局長間接国税犯則者処分法第十九条ニ依リ犯則ノ心証ヲ得サル旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知スル場合ニ於テ同法第七条ニ依リ供託シタル金額アルトキハ、供託受領証ニ供託金ヲ受取ルヘキ事由ヲ証スヘキ書面ヲ添付シ之ヲ差押當時ノ物件所持者ニ交付スヘシ

第十二条 犯則事件ノ調査及処分ニ關スル書類ニハ每葉契印スヘシ、文字ノ挿入、削除又ハ欄外ノ記入ヲ為シタルトキハ之ニ認印スヘシ

文字ヲ削除スルトキハ其ノ字体ヲ存シ置キ其ノ字數ヲ記載スヘシ

第十三条 収税官吏ハ直接ト間接トヲ問ハス差押物件又ハ没収物件ヲ買受クルコトヲ得ス

附則

本令ハ間接国税犯則者処分法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法律第十二号 明治三十四年三月三十日

麦酒税法

第一条 麦酒（ビール）ニハ本法ニ依リ麦酒税ヲ課ス
第二条 麦酒ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ、其ノ製造ヲ廃止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第三条 麦酒税ハ麦酒一石ニ付金七円ノ割合ヲ以テ其ノ製造石数ニ応シ麦酒ヲ製造スル者ヨリ之ヲ徴収ス

第四条 麦酒税ハ毎月中ノ査定石数ニ依リ翌月中ニ於テ一時ニ之ヲ納ムヘシ、但シ製造ヲ廃止シタルトキハ即納トス

第五条 麦酒ヲ製造スル者麦酒税ヲ通脱シ又ハ通脱セムトスルノ所為アリト認めルトキハ政府ハ直ニ麦酒税ノ全部又

ハ一部ヲ徴収ス、此ノ場合ニ於テハ納税ノ担保トシテ麦酒ヲ差押フルコトヲ得

第六条 麦酒ノ製造石数ハ製成ノ時容積ノ容量ニ依リ之ヲ査定ス

犯則其ノ他ノ事故ニ依リ前項ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ麦酒又ハ証憑物件ニ就キ其ノ製造石数ヲ査定シ麦

酒税ヲ課ス

第七条 災害ニ罹リ亡失シタル麦酒ニ関シテハ其ノ麦酒税ヲ免除スルコトヲ得、但シ製造場外ニ移出シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八条 麦酒ヲ製造スル者ハ製造石数査定前ニ於テ其ノ麦酒ヲ他人ニ譲渡シ、質入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第九条 麦酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者ハ麦酒ノ製造、出入ニ関シ詳細明瞭ニ其ノ事実ヲ帳簿ニ記載スヘシ
第十条 収税官吏ハ命令ノ規定ニ依リ麦酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者ノ所持ニ係ル麦酒、其ノ製造出入ニ関スル一切ノ帳簿書類及麦酒製造又ハ販売上必要ナル建築物、器械、材料、其ノ他ノ物件ヲ検査シ、又ハ監督上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

第十一条 免許ヲ受ケスシテ麦酒ヲ製造シタル者ハ其ノ麦酒税五倍ニ相当スル罰金ニ処ス、但シ五十円ヲ下ルコトヲ得ス

第十二条 麦酒ヲ製造スル者詐偽其ノ他不正ノ所為ヲ以テ其ノ製造石数ノ査定ヲ免カレ又ハ免カレムトシタルトキハ其ノ麦酒税五倍ニ相当スル罰金ニ処ス、但シ三十円ヲ下ルコトヲ得ス

第十三条 麦酒ヲ製造スル者故意ニ事故ヲ作爲シ又ハ詐術ヲ構ヘ麦酒税ノ免除ヲ得又ハ得ムトシタルトキハ其ノ申請ニ係ル総石数ノ麦酒税五倍ニ相当スル罰金ニ処ス、但シ三十円ヲ下ルコトヲ得ス

第十四条 麦酒ヲ製造スル者第八条ノ禁令ヲ犯シタルトキハ四十円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

第十五条 麦酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者其ノ原料又ハ帳簿書類ヲ隠蔽シタルトキハ四十円以上三百円以下ノ罰

金ニ処ス

第十六条 麦酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者麦酒ノ製造、出入ニ関シ帳簿ノ記載又ハ事実ノ申告ヲ詐リ若クハ怠リタルトキハ三十円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス

第十七条 収税官吏其ノ職務ヲ執行スルニ当リ之ニ対シテ其ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三十円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス、其ノ刑法ニ正条アルモノハ刑法ニ依ル

第十八条 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕、再犯加重、数罪俱発ノ例ヲ用キス、但シ刑法第七十五条第一

項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九条 麦酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ関シ本法ヲ犯シタルトキハ麦酒製造者又ハ販売者ヲ処罰ス

第二十条 麦酒製造ヲ廢止シタル者及其ノ相続人ハ麦酒税完納前ニ在リテハ總テ本法ノ規定ニ従フ

附則

第二十一条 本法ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二条 本法施行前ヨリ麦酒ノ製造ヲ爲ス者本法施行後十日以内ニ於テ製造場一箇所毎ニ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

(法令全書)

33 明治34年8月 麦酒税法施行規則

勅令第百六十八号(官報 八月二十四日) 明治三十四年八月二十三日

麦酒税法施行規則

第一条 麦酒ヲ製造セムトスル者ハ製造場ヲ定メ其ノ住所、氏名又ハ名称ヲ記シタル免許申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

製造場ヲ移転セムトスルトキハ移転先ノ製造場ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第二条 麦酒ノ製造場ハ敷地ノ連続スルト否トヲ問ハス總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第三条 麦酒製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ製造場毎ニ地所、建物ノ詳細ナル図面、製造用容器、器具、器械ノ目錄及麥酒製造方法書ヲ調製シ、事業着手前所轄稅務署ニ提出スヘシ

前項ノ図面及目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ、製造方法ヲ変更シ又ハ製造者ノ住所、氏名又ハ名称ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第四条 麦酒製造者ヨリ前条第二項ノ目錄ヲ提出シ又ハ同第二項ノ申告ヲ爲シタルトキハ所轄稅務署ハ其ノ容器、器具、器械ノ檢定ヲ爲スヘシ、此ノ場合ニ於テ稅務署ハ之ニ番号、容量、其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ烙記スルコトヲ得

前項檢定後ニ非サレハ製造者ハ麦酒製造用容器、器具、器械ノ使用ヲ爲スコトヲ得ス

第五条 麦酒製造者ハ製造着手ノ時期ヲ定メ予メ所轄稅務署ニ申告スヘシ、製造ヲ休止セムトスルトキ若ハ休止後製造ニ着手セムトスルトキ又ハ其ノ申告シタル事項ヲ変更スルトキ亦同シ

第六条 麦酒製造業ヲ相続シタルトキハ相続人ヨリ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ
麦酒製造業ヲ譲渡セムトスルトキハ譲受人ト連署シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第七条 麦酒製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第八条 製造石数査定ハ濾過シタル時ニ於テス

第九条 麦酒醸造中醗酵液廢棄、亡失、其ノ他醗酵液ニ異状アリタルトキハ製造者ハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十条 麦酒税法第七条ニ依リ造石税ノ免除ヲ請ハムトスル者ハ亡失ノ事實アリタルトキ直ニ其ノ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第十一條 麥酒製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 原料ノ種類、數量、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先
 - 二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日
 - 三 製造シタル麥酒ノ數量及其ノ製成ノ日
 - 四 他ニ引渡シタル麥酒ノ數量、価額、引渡ノ日及引渡先
- 小売ノ場合ニ於テハ前項第四号引渡先ノ記載ヲ要セス

第十二條 麥酒販売者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 引取リタル麥酒ノ數量、価額、引取ノ日及引取先
 - 二 販売シタル麥酒ノ數量、価額、販売ノ日及販売先
- 小売ノ場合ニ於テハ前項第二号販売先ノ記載ヲ要セス

第十三條 収税官吏ハ隨時麥酒製造場又ハ販売場ニ就キ麥酒、其ノ原料品、容器、器具、器械又ハ帳簿書類ヲ検査スヘシ

第十四條 収税官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ製造用容器、器具、器械ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十五條 麥酒製造者ハ左ノ場合ニ於テハ収税官吏ノ承認ヲ受クヘシ

- 一 麥芽汁ヲ醱酵桶ニ入レムトスルトキ
- 二 醱酵液ヲ他ノ容器ニ移替ヘムトスルトキ
- 三 麥酒ノ濾過ヲ為サムトスルトキ
- 四 麥酒ノ殘滓等ヲ用キ更ニ麥酒ヲ製造セムトスルトキ

五 麥酒ノ殘滓ヲ製造場外ニ移出シ又ハ他ノ殘滓ト混合セムトスルトキ

六 自己ノ所有ト否トヲ問ハス清掃用容器、器具、器械ヲ製造場外ニ移出セムトスルトキ

七 製造場外ヨリ製造場内ニ麥酒ヲ移入セムトスルトキ

第十六條 麥酒製造者製造場所在地ニ現住セサルトキハ麥酒税ニ関スル事務ヲ処理セシムル為管理人ヲ定メ所轄稅務

署ニ申告スヘシ

第十七條 収税官吏ハ麥酒製造者及販売者ノ營業ニ関シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

附則

第十八條 本令第四條第二項ハ本令施行ノ際ニ限り麥酒稅法第二十二條ニ依リ麥酒ノ製造ヲ申告シタル者ニ之ヲ適用

セス

(法令全書)

34 明治34年3月 酒精及酒精含有飲料稅法

法律第八号 明治三十四年三月三十日

酒精及酒精含有飲料稅法

第一條 酒精及酒精ヲ含有スル飲料ニハ本法ニ依リ造石稅ヲ課ス

第二條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スルトキハ一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ金七十五錢ノ割合ヲ以テ其ノ石數ニ応シテ造石稅ヲ課ス、但シ一石ニ付金十六円ノ割合ヲ下ルコトヲ得ス

第三条 本法ニ於テ純酒精ヲ称スル摂氏驗温器十五度ノ時ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スル酒精トス

第四条 清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、麦酒（ビール）及葡萄酒実ヲ以テ醸造シタル葡萄酒ニハ本法ヲ適用セス

第五条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ、其ノ製造ヲ廃止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第六条 造石税ハ毎月中ノ査定石数ニ依リ翌月中ニ於テ一時ニ之ヲ納ムヘシ、但シ製造ヲ廃止シタルトキハ即納トス

第七条 造石税ヲ納ムヘキ者造石税ヲ逋脱シ又ハ逋脱セムトスルノ所為アリト認ムルトキハ政府ハ直ニ造石税ノ全部又ハ一部ヲ徴収ス、此ノ場合ニ於テハ納税ノ担保トシテ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ差押フルコトヲ得

第八条 同一製造場内ニ於テ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スルカ為原料トシテ使用スル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニハ造石税ヲ課セス

前項ノ規定ニ依ラムトスル者ハ其ノ原料用ノ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニ付製成ノ時石数ノ檢定ヲ受クルコトヲ要ス

第九条 製造石数ハ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製成シタル時実測シテ之ヲ査定ス、但シ前条ニ依リ檢定シタル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ハ此ノ限ニ在ラス

犯則其ノ他ノ事故ニ依リ前項ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料若クハ証憑物件ニ就キ製造石数ヲ査定シ造石税ヲ課ス

第十条 第八条ニ依リ檢定シタル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ハ左ノ場合ニ於テハ其ノ檢定石数ヲ以テ査定石数トシ造石税ヲ課ス

一 他人ニ譲渡サレタルトキ

二 公売セラレタルトキ

三 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造用外ニ消費セラレタルトキ

第十一条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニシテ災害ニ罹リ亡失シタルトキハ其ノ造石税ヲ免除スルコトヲ得、但シ製造場外ニ移出シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十二条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造シタル者ハ其ノ製造石数査定前ニ於テ之ヲ他人ニ譲渡シ、質入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十三条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者ハ其ノ製造、出入ニ關シ詳細明瞭ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第十四条 収税官吏ハ命令ノ規定ニ依リ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者ノ所持ニ係ル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料、其ノ製造、出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及其ノ製造又ハ販売上必要ナル建築物、器械、材料、其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

第十五条 免許ヲ受ケスシテ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造シタル者ハ其ノ造石税五倍ニ相当スル罰金ニ処ス、但シ五十円ヲ下ルコトヲ得ス

第十六条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者詐偽其ノ他不正ノ所為ヲ以テ其ノ製造石数ノ査定ヲ免カレ又ハ免レムトシタルトキハ、其ノ造石税五倍ニ相当スル罰金ニ処ス、但シ三十円ヲ下ルコトヲ得ス

第十七条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者故意ニ事故ヲ作為シ又ハ詐術ヲ構ヘ造石税ノ免除ヲ得ムトシタルトキハ、其ノ申請ニ係ル總石数ノ造石税五倍ニ相当スル罰金ニ処ス、但シ三十円ヲ下ルコトヲ得ス

第十八条 第十二条ノ禁令ヲ犯シタル者八十円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

第十九条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者其ノ原料若ハ帳簿書類ヲ隠蔽シタルトキハ十円以上三百円以下ノ罰金ニ処ス

第二十条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者其ノ製造、出入ニ関シ帳簿ノ記載又ハ事実ノ申告ヲ詐リ若クハ怠リタルトキハ三十円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス

第二十一条 収税官吏其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ其ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三十円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス、其ノ刑法ニ正条アルモノハ刑法ニ依ル

第二十二条 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不備罪及減軽、再犯加重、數罪併発ノ例ヲ用キス、但シ刑法第七十五条第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十三条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ関シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販売者ヲ処罰ス

第二十四条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ノ製造ヲ廢止シタル者及ヒ其ノ相続人ハ造石税完納前ニ在リテハ總テ本法ノ規定ニ從フ

附則

第二十五条 本法ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス、但シ同日前ニ於テ製成シタル酒精ニハ旧税率ヲ適用ス

第二十六条 混成酒税法ハ之ヲ廢止ス、但シ本法施行前ニ於テ製造シタル混成酒ニハ仍該法ヲ適用ス

第二十七条 本法若ハ本法ト同一ノ税率ヲ有スル法規ヲ台湾ニ施行スルマテハ台湾ニ於テ製造シタル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス、犯ス者ハ其ノ石數ニ依リ第二条ノ税率ニ從テ算出シタル税額五倍ニ相當スル罰金ニ処ス、但シ五十円ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス

(法令全書二)

35 明治34年8月 酒精及酒精含有飲料税法施行規則

勅令第百六十五号(官報 八月二十四日) 明治三十四年八月二十三日

酒精及酒精含有飲料税法施行規則

第一条 酒精又ハ酒精含有飲料ヲ製造セムトスル者ハ製造場及製造スヘキ種類ヲ定メ其ノ住所、氏名又ハ名称ヲ記シ免許申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

製造場ヲ移転セムトスルトキハ移転先ノ製造場ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第二条 酒精又ハ酒精含有飲料ノ製造場ハ數地ノ連続スルト否トヲ問ハス總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第三条 酒精又ハ酒精含有飲料製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ製造場毎ニ地所建物ノ詳細ナル図面、製造用容器、器械ノ目錄及酒精又ハ酒精含有飲料製造方法書ヲ調製シ事業着手前所轄稅務署ニ提出スヘシ、但シ種類變更ノ場合ニ於テ製造場及容器、器具、器械ニ變更ナキトキハ其ノ図面及目錄ヲ提出スルコトヲ要セス

前項ノ図面及目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ、製造方法ヲ變更シ又ハ製造者ノ住所、氏名又ハ名称ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第四条 酒精又ハ酒精含有飲料製造者ヨリ前条第一項ノ目錄ヲ提出シ、又ハ同第二項ノ申告ヲ為シタルトキハ所轄稅務署ハ其ノ容器、器具、器械ノ檢定ヲ為スヘシ、此ノ場合ニ於テ稅務署ハ之ニ番号、容量、其ノ他必要ナル事項

ヲ標記又ハ烙印スルコトヲ得

前項検定後ニ非サレハ製造者ハ酒精又ハ酒精含有飲料製造用容器、器具、器械ノ使用ヲ為スコトヲ得ス

第五条 酒精又ハ酒精含有飲料製造者ハ製造着手ノ時期ヲ定メテ予メ所轄稅務署ニ申告スヘシ、製造ヲ休止セムトスルトキ若ハ製造休止後更ニ製造ニ着手セムトスルトキ又ハ其ノ申告シタル事項ヲ変更スルトキ亦同シ

第六条 酒精又ハ酒精含有飲料製造業ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

酒精又ハ酒精含有飲料製造業ヲ譲渡セムトスルトキハ譲受人ト速署シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第七条 酒精又ハ酒精含有飲料製造者其ノ製造ヲ廃止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第八条 酒精及酒精含有飲料稅法第八条第二項ニ依リ検定ヲ受ケタル酒精又ハ酒精含有飲料ハ製造場内ニ於テ他ノ酒精又ハ酒精含有飲料ト區別シテ蔵置スヘシ

第九条 酒精又ハ酒精含有飲料ノ原料廃棄、亡失、其ノ他原料ニ異状アリタルトキハ製造者ハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ

二申告スヘシ

第十条 酒精及酒精含有飲料稅法第十一条ニ依リ造石稅ノ免除ヲ請ハムトスル者ハ亡失ノ事實アリタルトキ直ニ其ノ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

一 原料ノ種類、數量、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先

二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日

三 製造シタル酒精又ハ酒精含有飲料ノ種類、數量及其ノ製成ノ日

四 他ニ引渡シタル酒精又ハ酒精含有飲料ノ種類、數量、価額、引渡ノ日及其ノ引渡先

小売ノ場合ニ於テハ前項第四号引渡先ノ記載ヲ要セス

第十二条 酒精又ハ酒精含有飲料製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 原料ノ種類、數量、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先

二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日

三 製造シタル酒精又ハ酒精含有飲料ノ種類、數量及其ノ製成ノ日

四 他ニ引渡シタル酒精又ハ酒精含有飲料ノ種類、數量、価額、引渡ノ日及其ノ引渡先

小売ノ場合ニ於テハ前項第四号引渡先ノ記載ヲ要セス

第十三条 酒精又ハ酒精含有飲料販売者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 引取リタル酒精又ハ酒精含有飲料ノ種類、數量、価額、引取ノ日及引取先

二 販売シタル酒精又ハ酒精含有飲料ノ種類、數量、価額、販売ノ日及売渡先

小売ノ場合ニ於テハ前項第二号売渡先ノ記載ヲ要セス

第十三条 収稅官吏ハ隨時酒精又ハ酒精含有飲料製造場又ハ販売場ニ就キ酒精又ハ酒精含有飲料、其ノ原料品、容器、器具、器械又ハ帳簿、書類ヲ検査スヘシ

第十四条 収稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ製造用容器、器具、器械又ハ原料ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十五条 酒精又ハ酒精含有飲料製造者ハ左ノ場合ニ於テハ収稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

一 醱酵液若ハ原料用酒精又ハ酒精含有飲料ヲ他ノ容器ニ移替ヘムトスルトキ

二 濾過、蒸溜又ハ調合ニ着手セムトスルトキ

三 原料用酒精又ハ酒精含有飲料ヲ使用セムトスルトキ又ハ其ノ用途ヲ變更セムトスルトキ

四 酒精又ハ酒精含有飲料ノ殘滓等ヲ製造場外ニ移出シ又ハ之ヲ使用シ若クハ他ノ殘滓等ト混合セムトスルトキ

キ

五 自己ノ所有ト否トヲ問ハス製造用容器、器具、器械ヲ製造場外ニ移出セムトスルトキ

六 製造場外ヨリ製造場内ニ酒精又ハ酒精含有飲料ヲ移入セムトスルトキ

第十六条 酒精又ハ酒精含有飲料製造者製造場所在地ニ現住セザルトキハ酒精及酒精含有飲料税ニ関スル事務ヲ処理セシムル為管理人ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十七条 收稅官吏ハ酒精又ハ酒精含有飲料製造者及販売者ノ營業ニ関シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

附則

第十八条 本令施行前酒造税法又ハ混成酒税法ニ依リ酒精又ハ酒精含有飲料製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ本令第一条第一項及第三条第一項ノ手続ヲ為スコトヲ要セス

第十九条 本令施行前ヨリ引続キ酒精含有飲料ヲ製造スル者ニハ本令施行ノ際ニ限り第四条第二項ヲ適用セス

(法令全書)

36 明治34年3月 医薬用工業用酒精戻税法

法律第十一号 明治三十四年三月三十日

医薬用工業用酒精戻税法

第一条 造石税若ハ輸入税納付済ノ酒精ヲ医薬用又ハ工業用ニ供スル者ハ政府ノ承認ヲ得テ、毎回一石以上ノ酒精ヲ

使用スルトキニ限り其ノ納付シタル造石税若クハ輸入税ニ相当スル金額ノ下付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

使用後一年ヲ経過シタルトキハ前項ノ請求ヲ為スコトヲ得ス

第三条 第一条ニ依リ金額ノ下付ヲ請求セムトスル者ハ申請書ニ造石税又ハ輸入税ヲ納付シタルコトヲ証スヘキ書類ヲ添付スルコトヲ要ス

附則

第四条 本法ハ明治三十四年十月一日ヨリ施行シ同日以後造石税又ハ輸入税ノ賦課ヲ受ケタル酒精ニ之ヲ適用ス

第五条 明治三十一年法律第二十七号ハ之ヲ廢止ス、但シ本法施行前ニ於テ造石税又ハ輸入税ノ賦課ヲ受ケタル酒精ノ税金下戻ニ関シテハ仍該法ヲ適用ス

(法令全書)

37 明治34年8月 医薬用工業用酒精戻税法施行規則

勅令第六十七号(官報 八月二十四日) 明治三十四年八月二十三日

医薬用工業用酒精戻税法施行規則

第一条 医薬用、工業用酒精戻税法ニ依リ金額下付ノ請求ヲ為サムトスル者酒精使用ノ承認ヲ受ケムトスルトキハ使用スヘキ数盤、使用ノ目的、場所及日時ヲ定メ所轄稅務署ニ申請スヘシ

第二条 前条ノ申請アリタルトキハ当該官吏ハ酒精ノ使用前其ノ数盤及含有純酒精ノ容量ヲ檢定シ使用ノ承認ヲ与フヘシ、但シ申請ノ場所及時日ニ於テ其ノ目的ニ從ヒ使用セスト認ムルトキハ其ノ承認ヲ取消スコトヲ得

第三条 酒精ノ医薬用又ハ工業用ニ使用スルニ際シ作業中酒精ノ分離シタルモノアルトキハ稅務署ニ申出テ其ノ數量及含有純酒精ノ容量ノ檢定ヲ受クヘシ

第四条 医薬用、工業用酒精戻稅法ニ依リ金額ノ下付ヲ請求スル申請書ハ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第五条 医薬用、工業用酒精戻稅法ニ依リ金額下付ノ請求ヲ為サムトスル者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 酒精ノ數量、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先

二 使用シタル酒精ノ數量、使用ノ目的及使用ノ日

三 製品アルトキハ其ノ種類、數量及使用ノ日

四 作業中酒精ノ分離シタルモノアルトキハ其ノ數量及含有純酒精ノ容量

第六条 当該官吏ハ酒精ヲ医薬用又ハ工業用ニ使用スル者ノ營業ニ関シ職務上得知シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ヌ

〔法令全書〕

38 明治38年12月 酒母、醪及麴取締法

法律第七号(官報 一月一日) 明治三十八年十二月三十一日

酒母、醪及麴取締法

第一条 本法ハ酒造稅法ニ依リ酒類ノ製造免許ヲ受ケスシテ酒母又ハ醪ヲ製造スル者、販売ノ為ニ麴ヲ製造スル者及麴ヲ請売スル者ニ之ヲ適用ス

第二条 酒母、醪又ハ麴ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ

第三条 酒母、醪又ハ麴ノ製造者及麴ノ請売者ハ帳簿ヲ調製シ酒母、醪又ハ麴ノ製造出入ニ関スル事實ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第四条 收稅官吏ハ酒母、醪若ハ麴ノ製造場又ハ麴ノ販売場ニ臨ミ酒母、醪又ハ麴、其ノ原料、製造用容器、器具、器械、建築物若ハ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

收稅官吏監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施スコトヲ得

第五条 收稅官吏ハ運搬中ニ在ル酒母、醪又ハ麴ヲ検査シ其ノ出所又ハ到着先ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認ムルトキハ收稅官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

第六条 酒母、醪又ハ麴ノ製造者其ノ製造ヲ廃止スルモ製造場内ニ酒母、醪、麴、製造用容器、器具又ハ器械ノ現存スル間ハ收稅官吏ハ其ノ製造場ニ臨ミ建築物又ハ其ノ現在品ヲ検査シ又ハ之ニ封印ヲ施スコトヲ得

第七条 醪ハ之ヲ釀造シ、質入シ、飲料トシテ消費シ又ハ收稅官吏ノ承認ヲ受ケスシテ製造場外へ移出スルコトヲ得

第八条 酒母ハ政府ノ交付シタル質入認許証ヲ所持スル者ニ譲渡スノ外、釀造シ又ハ質入スルコトヲ得

酒母ハ政府ノ交付シタル質入認許証ヲ所持スル者ニ譲渡シタル場合ノ外、收稅官吏ノ承認ヲ受ケスシテ製造場外へ移出スルコトヲ得

第九条 免許ヲ受ケスシテ酒母、醪若ハ麴ヲ製造シタル者又ハ第七条若ハ第八条ニ違反シタル者ハ三十円以上五百円以下ノ罰金ニ処シ、仍其ノ酒母、醪ハ濁酒ト看做シ酒造稅法ニ依リ其ノ總石數ニ対シ直ニ造石稅ヲ徴収ス

第十条 酒母、醪又ハ麴ノ検査ヲ免カレ又ハ免カレムトシタル者ハ十元以上二百元以下ノ罰金ニ処ス
第十一条 酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ麴ノ請売者酒母、醪又ハ麴ノ製造出入ニ関スル帳簿書類ヲ隠匿シタルトキハ五円以上百円以下ノ罰金ニ処シ、帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ不正ノ記載ヲ為シタルトキハ三円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス

第十二条 収税官吏ノ尋問ニ対シ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ収税官吏ノ職務執行ヲ拒ミ之ヲ忌避シ若クハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス、其ノ刑法ニ正条アルモノハ刑法ニ依ル

第十三条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減軽、再犯加重、數罪併発ノ例ヲ用キス

第十四条 酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ麴ノ請売者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ノ規定ニ依リ当業者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス、但シ其ノ營業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五条 酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ麴ノ請売者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ関シ本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ処罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十六条 間接国税犯則者処分法及明治三十三年法律第五十二号ハ本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニ之ヲ準用ス

第十七条 酒母、醪又ハ麴ノ製造者ニシテ其ノ製造ヲ廃止シタルトキハ其ノ旨政府ニ申告スヘシ

第十八条 第九条又ハ第十条ノ処罰ヲ受ケタル者ニ対シテハ政府ハ酒母、醪又ハ麴ノ製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得

附則

第十九条 本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十条 本法施行前酒造税法第二十條ニ依リ酒母又ハ醪製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ本法ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト見做ス

第二十一条 本法施行前ヨリ麴ヲ製造シ本法施行後引続キ之ヲ製造スルトスル者ハ本法施行後十五日以内ニ本法ニ依リ免許ヲ受ケヘシ

前項ノ期間内ハ従前ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得

第二十二条 沖繩県及東京府下小笠原島伊豆七島ニハ本法ヲ施行セス

(法令全書)

39 明治38年12月 酒母、醪及麴取締法施行規則

勅令第七号(官報 一月一日) 明治三十八年十二月三十一日

酒母、醪及麴取締法施行規則

第一条 酒類ノ製造免許ヲ受ケスシテ酒母又ハ醪ヲ製造セムトスル者及販売ノ為ニ麴ヲ製造セムトスル者ハ製造場ヲ定メ其ノ住所、氏名又ハ名称ヲ記シタル免許申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

第二条 左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ稅務署ハ酒母、醪又ハ麴製造ノ免許ヲ与ヘサルヘシ

一 市街地又ハ稅務署所在地ヨリ一里以上ノ距離アル場所ニ製造場ヲ設ケムトスルトキ、但シ稅務署ニ於テ製

造又ハ監督上特別ノ便宜アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

二 酒母、醪及麴取締法又ハ本令ニ違反シタル者又ハ其ノ戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他従業者又ハ稅務署ニ於テ取締上免許ヲ与フルニ不適当ト認ムル者カ免許ヲ申請シタルトキ

第三条 酒母、醪又ハ麴ノ製造場ハ敷地ノ連続スルト否トヲ問ハズ總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第四条 所轄稅務署ニ於テ必要ト認メ酒母、醪又ハ麴製造場ノ図面又ハ製造用容器、器具、器械ノ目錄ヲ提出スヘキコトヲ命シタルトキハ酒母、醪又ハ麴ノ製造者ハ之ヲ提出スヘシ

前項ニ依リ提出シタル容器、器具、器械ヲ修理シ又ハ前項ノ図面目錄ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ、製造者ノ住所、氏名又ハ名称ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第五条 酒母、醪又ハ麴ノ製造者ヨリ前条第一項ノ目錄ヲ提出シ又ハ同第二項ノ申告ヲ為シタルトキハ所轄稅務署ハ其ノ容器、器具、器械ヲ檢定シ番号、容量、其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ烙記スルコトヲ得

所轄稅務署ニ於テ必要ト認メ檢定前使用スヘカラサルコトヲ命シタルトキハ製造者ハ製造用容器、器具、器械ノ使用ヲ為スコトヲ得ス

第六条 酒母、醪又ハ麴製造者ハ毎年十二月中ニ翌年製造スヘキ見込石數、製造着手ノ時期及製造方法ヲ記載シ所轄稅務署ニ申告スヘシ、新ニ免許ヲ受ケタル者ハ事業着手前ニ申告スヘシ

酒母、醪又ハ麴ノ製造ヲ休止セムトスルトキ若ハ製造休止後更ニ製造セムトスルトキ又ハ前項ニ依リ申告シタル事項ヲ変更セムトスルトキハ其ノ都度申告スヘシ

第七条 酒母、醪又ハ麴ノ製造業ヲ相続シタルトキハ相続人ヨリ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ、相続ノ場合ヲ除クノ外酒母、醪又ハ麴ノ製造業ノ引繼ヲ受ケムトスル者ハ第一条ニ依リ酒母、醪又ハ麴製造ノ免許製造費ヲ所轄稅

務署ニ提出スヘシ

前項ノ免許申請書ニハ引繼ヲ為サムトスル者ノ同意書ヲ添付スヘシ

第八条 酒母、醪又ハ麴ノ製造者其ノ製造場ヲ移転セムトスルトキハ移転先ノ所轄稅務署ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ

第九条 酒母、醪又ハ麴ノ製造者其ノ製造ヲ廃止シタルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ、第七条第二項ニ依リ製造業ノ引繼ヲ為シタルトキ亦同シ

第十条 收稅官吏ハ隨時酒母、醪又ハ麴ノ製造場若ハ麴ノ販売場ニ臨ミ酒母、醪又ハ麴、其ノ原料、製造用容器、器具、器械、建築物若クハ帳簿書類ヲ檢査スヘシ

收稅官吏監督上必要ト認メタル場合ニ於テ製造者ヨリ前項ノ物件ニ封印以外ノ適當ナル方法ヲ施サムコトヲ申出テタルトキハ之ヲ承認スルコトヲ得

第十一条 收稅官吏方必要ト認メテ酒母、醪、麴又ハ其ノ原料品ヲ指定シ其ノ釀造、質入、消費又ハ使用前檢査ヲ受クヘキコトヲ命シタルトキハ酒母、醪又ハ麴ノ製造者ハ其ノ檢査ヲ受クヘシ

第十二条 酒母ヲ買入レムトスル者ハ其ノ住所、氏名又ハ名称、酒母ノ數、用途及買入先ヲ記シタル書面ヲ所轄稅務署ニ提出シ酒母買入認許証ノ交付ヲ請求スヘシ

第十三条 酒母製造者ハ酒母買入認許証ト引換ニ非サレハ酒母ヲ醸造スルコトヲ得ス

酒母製造者ハ前項ノ買入認許証ヲ以テ酒母ヲ移出ヲ收稅官吏ニ証明スヘシ

第十四条 酒母ヲ麴ニ混和シタルモノハ酒母ト看做ス

第十五条 酒母、醪又ハ麴製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 原料ノ種類、數量、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先
 - 二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日
 - 三 製造シタル酒母、醪又ハ麴ノ數量及其ノ製造ノ日
 - 四 酒母ヲ麴ニ混和シタルトキハ其ノ酒母及麴ノ數量、其ノ混成數量及其ノ混和ノ日
 - 五 使用又ハ他ニ引渡シタル酒母、醪又ハ麴ノ數量及使用又ハ引渡ノ日、引渡シタルモノノ価額及引渡先
- 第十六条 麴請売者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
- 一 引取リタル麴ノ數量、価額、引取ノ日及引取先
 - 二 販売シタル麴ノ數量、価額、販売ノ日及売渡先
 - 三 小売ノ場合ニ於テハ前項第二号売渡先ノ記載ヲ要セス
- 第十七条 収税官吏カ必要ト認メテ承認ヲ受クヘキコトヲ命シタル事項ニ付テハ酒母、醪又ハ麴ノ製造者ハ其ノ承認ヲ受クヘシ
- 第十八条 酒母、醪又ハ麴取縮法第十六条ノ施行ニ付テハ間接国税犯則者処分法施行規則ノ規定ヲ準用ス

附則

本令ハ發布ニ日ヨリ之ヲ施行ス

酒母、醪及麴取縮法第二十一条ニ依リ免許ヲ受クヘキ場合ニ於テハ第一条ニ準シ免許申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第二条ヲ準用セス

(法令全書)